

目 次

◎第1回定例会

○3月3日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	4
日程第3	平成17年度施政方針表明	5
日程第4	議案第1号から議案第37号までの37議案、報告1件、発議2件及び意見書案2件一括議題	9
日程第5	発議第1号、第2号及び意見書案第1号、第2号についての質疑、討論、採決	20

○3月7日(第2号)

日程第1	総括質疑	24
日程第2	常任委員会付託	31

○3月15日(第3号)

日程第1	追加議案の取扱いについて	34
日程第2	一般質問	35
	3番 上西 祐子君	35
	5番 大久保義直君	48
	8番 池田 克子君	56
	11番 中石 高男君	65
	2番 財部 一男君	70

○3月18日(第4号)

日程第1	常任委員長報告	82
	総務文教常任委員長	83
	環境福祉常任委員長	85
	農林建設常任委員長	88
日程第2	質疑・討論・採決(議案第1号～議案第37号)	90

日程第3	議案第38号、議案第39号及び決議(案)第1号一括議題	109
日程第4	三股中学校校舎整備に関する特別委員会の調査の件	114
日程第5	市町村合併問題に関する調査特別委員会の調査の件	116
日程第6	議会広報編集特別委員会の研修報告について	117
日程第7	議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について	117
日程第8	議会運営委員会の閉会中の審査事項について	118

三股町告示第1号

平成17年第1回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成17年2月28日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成17年3月3日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

齊藤ちづ子君	財部 一男君
上西 祐子君	福留 久光君
大久保義直君	重久 邦仁君
東村 和往君	池田 克子君
別府 久光君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
小牧 利美君	宮田 強雄君
黒木 孝光君	的場 茂君
桑畑 浩三君	山領 征男君

○3月7日に応招した議員

○3月15日に応招した議員

○3月18日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成17年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成17年3月3日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成17年3月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 平成17年度施政方針表明
日程第4 議案第1号から議案第37号までの37議案、報告1件、発議2件及び意見書案2件一括議題
日程第5 発議第1号、第2号及び意見書案第1号、第2号についての質疑、討論、採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 平成17年度施政方針表明
日程第4 議案第1号から議案第37号までの37議案、報告1件、発議2件及び意見書案2件一括議題
日程第5 発議第1号、第2号及び意見書案第1号、第2号についての質疑、討論、採決
-

出席議員(16名)

1番 斉藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 大久保義直君	6番 重久 邦仁君
7番 東村 和往君	8番 池田 克子君
9番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

欠席議員(2名)

13番 小牧 利美君

14番 宮田 強雄君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 出水 健一君

書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
収入役	去川 政雄君	教育長	田中 久光君
総務課長	原田 順一君	財政課長	木佐貫辰生君
企画調整課長	和田 輝義君	税務課長	白浜 丸雄君
町民生活課長	溝口 良信君	福祉保健課長	下石 年成君
健康管理センター事務長	上村 陽一君	町立病院事務長	堂村 和秋君
農林振興課長	間世田和文君	畜産課長	下石 康博君
耕地課長	瀬尾 春己君	建設課長	永田 宣行君
都市計画課長	福重 守君	農業委員会局長	外園 純一君
学校教育課長	野元 祥一君	生涯学習課長	柳橋 一彦君
給食センター所長	温水 東嶽君	水道局長	指宿 秋廣君
会計課長	渡辺 知昌君		

午前10時00分開会

○議長（山中 則夫君） ただいまから、平成17年第1回三股町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山中 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において4番、福留君、11番、中石君の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（山中 則夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 黒木 孝光君 登壇〕

○議会運営委員長（黒木 孝光君） それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告申し上げます。

去る2月28日に委員会を開催し、本定例会に係る諸事項の協議を行いました。その結果、本定例会の会期は本日より18日までの16日間とすることに決定しました。

日程の詳細につきましては、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また、本日上程いたします発議2件と意見書案2件は、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することにいたしました。

次に、一般質問の通告期限であります、明日4日の正午をもって締め切ることにいたしましたので、時間の厳守方をよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日3月3日より3月18日までの16日間とすることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より3月18日までの16日間とすることに決しました。

次に、本日上程します発議第1号「三股町議会議員定数条例の一部を改正する条例について」は、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議第1号については、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することに決しました。

次に、本日上程します発議第2号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例について」は、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議第2号については、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することに決しました。

次に、本日上程します意見書案第1号「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書」及び意見書案第2号「WTO・FTA交渉に関する意見書」については、委員会付託を省略

し、本日全体審議で措置したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号及び第2号については、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することに決しました。

それから、一般質問の通告期限であります。明日の正午をもって締め切ることにしておりますので、一般質問をされる方は時間厳守の上、事務局に提出くださるようお願いいたします。

また、総括質疑の通告については、あすの正午までとなっております。詳細な数値等の提示を求める質疑については、事前に通告くださるようお願いいたします。

日程第3. 平成17年度施政方針表明

○議長（山中 則夫君） 日程第3、平成17年度施政方針の表明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、施政方針を表明を申し上げます。

本日、ここに平成17年第1回三股町議会定例会の開催に当たり、平成17年度の町政運営について私の所信の一端を申し上げます。

私は、就任以来、町政の順調な運営に意を注ぎ、各種の事業を計画どおり推し進めているところでありますが、この間における町議会議員の皆様を初め、町民各位の御理解、御協力に対しまして、衷心から深く感謝を申し上げる次第であります。

同時に、私の政治信条であります「対話と協調」を基本に、町政の運営を担う決意を新たにしている次第であります。

町政は町民あつてのもの、町民みんなのものであり、町民中心のものでなければならぬという私の政治信条とあわせ、心の政治、心の通う町政の基本理念に基づき、今後さらに全身全霊を傾けて町政の推進に取り組んでまいり所存でありますので、議員の皆様方を初め町民各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年は、国内においては台風や新潟県中越地震などの大きな災害が起こるとともに、海外でもインド洋スマトラ沖地震による大津波によって、未曾有の大きな被害がもたらされるなど、自然の猛威の恐ろしさを改めて痛感させられた年でありました。

また、国内の経済についても、国は長い低迷から脱し、成長の姿が見え始めたと表明しているものの、景気回復の実感はいまだ得られないだけでなく、地域における雇用環境も依然として厳しい状況が続いております。そして、予想を超えた少子高齢化の進展により、我が国の人口は間もなく減少基調に転ずると見られております。人口の増加は経済成長の原動力となり、世帯間の支え合いなど、社会経済制度の根幹を支えてきましたが、これらの仕組みの転換を余儀なくさ

れる時代を迎えることが予測されております。

自治体運営を取り巻く情勢は、年々厳しさをまし多難な時代を迎えております。特に地方自治体においては、地方分権の進展に伴う責任負担が増大し、三位一体の改革でその方向性はさらに加速するものと思われまます。本町における市町村合併問題については、先に自立の道を選択し、これによる行財政改革を昨年4月から積極的に取り組んできたところであります。

こうした極めて厳しい財政状況を乗り切るため、すべての分野にわたり例外を設けることなく、強力行財政改革を推し進めていくことが重要であると考えます。

行政の本旨は、税を柱とする財源をもとに最適なサービスを町民の皆様に提供することでありまます。現在の厳しい財政事情の中で優先すべき事業、サービスの提供につきましては、従来にもまして厳しい判断が必要とされております。

なお、このような厳しい状況を乗り越えるためには、町民と行政が痛みを分かち合いながら、一致協力して対処していかなければなりません。この点については、町議会を初め町民各位の御理解と御協力を賜りたくお願いを申し上げます。

また、当然行政自身も、従来にもましてむだを省き、業務の効率化を進め、貴重な財源をより有効な活用ができるよう努力してまいります。

平成17年度の財政収入は、依然として自主財源等にも期待ができず、大変厳しいものとなっております。歳出につきましては、公共下水道整備や今後計画されている中学校施設整備等、大規模な事業などのほか、地域福祉施策や生活関連、社会資本の整備など、重要施策課題に係る財政需要が一層増加する状況にあります。

このような厳しい現状の中ではありますが、第4次三股町総合計画の基本構想に基づきながら、基本目標としております「活力にあふれ心温まる住みよい町」を実現するために、重点施策であります「自然と調和した快適な環境のまちづくり、香り高い文化と豊かな人間性を培う文教のまちづくり、温かみのある福祉と健康のまちづくり、活力にあふれる産業のまちづくり」、総合的な町政の推進の実現に向けて懸命に取り組む所存であります。

まず、「自然と調和した快適な環境のまちづくり」について、その主なものを申し上げます。

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して住居を供給することを目的としておりますが、近年の入居者ニーズは多種多様なものがあり、近代的な公営住宅の供給が求められております。

そこで、平成17年度は中原第3団地建てかえを計画しております。また、これからも町営住宅の老朽化の状況も踏まえ、関係者の御協力を仰ぎながら、快適な生活の場を提供してまいりたいと存じます。

上水道の整備については、町民の生命と健康を守り、心身ともに豊かな生活を支える上で欠くことのできないものであります。長田地区の各簡易水道については、水量、施設の管理等が大変

深刻で重要な課題でありますので、その解決に向けて積極的に取り組む所存であります。

また、上水道の安全で良質な水、安定的な供給に引き続き努めてまいります。

公共下水道整備については、生活環境の水質保全を図るため建設を進めており、この3月には今市、花見原、中原、下新の一部において供用開始の予定であります。

また、農業集落における水質保全のため、農業集落排水整備へのさらなる接続を推進するとともに、畜産業においては土地微生物の応用によるふん尿の悪臭緩和及び堆肥舎等の施設整備促進を図ってまいります。

環境保全については、地球的規模で広がりを持ち、持続可能な社会づくりの推進が求められております。住民の要求も多種多様であります。そのため、自然と人との共生を確保し、環境への負荷を少なくし、循環型ごみ行政を基調とする社会実現のため、廃棄物の発生を抑制し、リサイクル等環境保全に関する施策を進めてまいります。

次に、「香り高い文化と豊かな人間性を培う文教のまちづくり」について、その主なものを申し上げます。

本町の教育は、教育基本法の理念と町民憲章の精神を基調としながら、香り高い文化の創出を育み、文教のまち三股を目指し推進してまいります。

まず、社会教育の充実については、開館以来盛況であります総合文化施設について、町民が芸術、文化、情報に触れる機会を広げるため、自主文化事業の充実、読書活動の推進、窓口サービスのさらなる向上を通じて、町民に親しまれる文化会館、図書館のさらなる利活用を図ってまいります。

次に、学校教育の充実と教育環境の整備であります。新世紀を迎え、国際化、高度情報化、高齢化の中に生きる子供たちに、一人一人がみずから学び、みずから考え、主体的に判断し行動する生きる力を身につけさせることは、大きな教育課題となっております。そのためにも、学校、家庭、地域社会のあり方や相互のかかわり方についてさらに検討を重ね、それぞれの教育力を高めながら、子供たちがこれからの社会を生きていくために必要な事業育成を行ってまいります。

学校の施設整備については、老朽化した施設の整備等を実施してまいります。特に、三股中学校の整備については、今年度実施設計及び温室の移転等、一部工事に着手し、平成20年度竣工を目指して取り組んでまいります。

次に、「温かみのある福祉と健康のまちづくり」について、その主なものを申し上げます。

介護保険制度の充実、保険予防活動や生きがい対策も含めた保健福祉サービスを積極的に推進することにより、保健福祉施策の効果的な展開を目指していく所存であります。総合福祉センターが完成し、本町が積極的に進めている健康で安心して暮らせる温かみのある福祉のまちづくりの一環として、高齢者、障害者のみならず、一般町民や児童など町内に居住するあらゆる世代

の人々が交流を深め、親しまれる拠点施設として多くの町民に活用されるものと期待されているところであります。

生涯にわたる心身の健康づくりは、長寿社会を迎えますますます重要な課題になっております。自分の健康は自分で守り自分でつくる自己管理意識はもとより、地域に根ざした保健行政を進めるため、予防接種の実施、各種の健康診査を初め、事後の健康教育、健康相談、健康教室等の充実を図ってまいります。

町立病院につきましては、大変厳しい財政運営を強いられており、また全国的な医師不足は、本町においても大きな問題となっております。このような状況から、実効性のある病院経営を模索することが喫緊の課題となっております。そこで、町立病院の将来を検討する審議会の新設を含め、今後十分な検討を加えてまいります。

次に、「活力にあふれる産業のまちづくり」について、その主なものを申し上げます。

農畜産業は本町の機関産業であり、その振興は本町経済にとって最も重要なものであります。農業を取り巻く環境は規制緩和、国際化の進展等により農畜産物の輸入、特に野菜の輸入量が急増し、厳しい環境下にあります。

また、消費者の健康志向が深まる中、安全で高品質な農畜産物の生産、環境に優しい環境保全型農業の展開が大きな課題となっております。特に畜産は、本町の農業総生産額の面から見ますと、本町農業の主軸をなすものでありますので、今後さらに生産性の高い安定した畜産経営の改善に意を尽くしてまいります。

また、特産品の開発と農道、用排水路等、土地基盤の整備、後継者や女性農業者の育成、支援並びに畑地かんがい事業、集落営農の推進などの各種施策を推進し、安全で高品質な農産物の生産に努め、競争力の強い産地形成を目指してまいります。

一方、商工業の振興については、商工業を取り巻く環境は長引く景気低迷の中、依然として厳しい状況下にあるため、景気浮揚策が望まれております。昨年の白ハト食品工業株式会社の立地を初め、株式会社福永樹脂の増設など、企業誘致に明るい面もあるところから、今後も誘致企業の立地に積極的に取り組んでまいります。

さらに、購買力の町外への流出を抑制し、町内指向への消費拡大にも努めてまいります。

次に、総合的な町政の推進であります。豊かで活力にあふれる三股町を創造するためには、行政と町民が一体となってまちづくりを展開していくことが求められております。そのためには、町民と行政が創意工夫により、まちづくりへの意欲と相互連携を図り、住みよい活力にあふれるまちづくりを進めてまいります。

なお、情報化の推進については、IT情報技術の飛躍的な発達に伴い、インターネットによるホームページの充実等、情報の提供に努めてまいります。

男女共同参画社会の取り組みにつきましては、女性団体連絡協議会等を中心に、各種活動を進めてまいります。

私は、平成16年度を行財政改革元年と位置づけて種々検討してまいりましたが、今年度を行財政改革実施初年度として行政組織機構、事務事業、各種協議会や審議会等の見直しなど積極的に取り組み、今後ともさらに行政改革については、さらなる努力を重ねていく所存であります。

以上、私の所信の一端を申し述べましたが、私は常に町民主体の施策を展開すべく、清潔で公正な執行管理を行い、強い信念と情熱をもって粉骨砕身全力を傾注してまいり所存であります。議会議員の皆様方を初め、町民各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針といたします。

日程第4. 議案第1号から議案第37号までの37議案、報告1件、発議2件及び意見書案2件一括議題

○議長（山中 則夫君） 日程第4、議案第1号から議案第37号までの37議案並びに報告第1号、発議第1号、第2号及び意見書案第1号、第2号を一括して議題とします。

朗読は省略します。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、引き続きまして提案理由の説明を申し上げます。

平成17年第1回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、第1号「三股町課設置条例の改正に伴う関係条例の整備に関する条例」について御説明申し上げます。

本案は、昨年9月議会において御承認いただきました三股町課設置条例の改正に伴い、整備が必要となった条例の改正をしようとするものであります。

また、町立病院名称が通称名で使用されている部分を、病院事業の設置に関する条例の名称に基づいて同時に改正しようとするものであります。

次に、議案第2号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、平成16年4月より消費税法が総額表示方式に一部改正がなされたことから、使用料及び手数料について税抜価格表示方式から総額表示方式に改正しようとするものであります。

また、リサイクルプラザ開設による一般廃棄物処理手数料の改正及び三股町総合福祉センターの使用料の追加等を行おうとするものであります。

次に、議案第3号「三股町収入証紙条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

この条例は、地方自治法第231条の2第1項の規定に基づき、証紙による収入の方法等について定めたものでありますが、三股町使用料及び手数料徴収条例による収入のうち、証紙による徴収が実状にあわない収入について、徴収の方法を一部変更し、納入義務者の利便性と収入事務の能率化を図るものであります。

なお、証紙による徴収を廃止した収入については、三股町財務規則による収入の方法によって現金収納するものであります。

次に、議案第4号「三股町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、これまでの地区公民館制を改め、9つの地区公民館を中央公民館のそれぞれの分館にしようとするものであります。

また、次に議案第5号「三股町立文化会館の管理に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、文化会館の使用料について、さきの消費税法の一部改正により、税抜価格表示方式から総額表示方式に改正をしようとするものであります。

次に、議案第6号「三股町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例」について御説明申し上げます。

本案は、町民福祉の増進を図ることを目的として、平成15年度から建設を進めてまいりました仮称「多世代交流センター」がこのたび完成することから、館の名称を三股町総合福祉センターと定めるとともに、三股町総合福祉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第7号「三股町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

農業委員の業務は、農地の確保と利用促進を図ることを主たる任務としているところでありますが、御存じのとおり、本町は年々経営耕地の面積や農家戸数が減少傾向にあります。他方、国においては地方分権推進のもと、財政健全化のため三位一体改革等に取り組んでいるところであり、財政状況は今後一段と厳しくなると予想されているところであります。

したがって、これらに対応するため、農業委員会委員定数を16人から9名に改め、組織のスリム化を図ろうとするものであります。

次に、議案第8号「三股町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例」について御説明申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会の選任による委員の団体推

薦について新たに条例を定め、明確化しようとするものであります。

次に、議案第9号「三股町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例」について御説明申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会の選任による委員の議会推薦委員定数を条例で定めようとするものであります。

次に、議案第10号「三股町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、使用料の督促をした場合の手数料及び延滞金について条例に織り込み、使用料をさきの消費税法の一部改正により、税抜価格表示方式から総額表示方式に改正しようとするものであります。

次に、議案第11号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、町立公園使用料について、さきの消費税法の一部改正により、税抜価格表示方式から総額表示方式に改正しようとするものであります。

次に、議案第12号「三股町消防団条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、消防団員の資格において「本町に居住する者」となっていたものを、「本町に居住しまたは勤務地を有する者」にそれぞれ改正するとともに、ラッパ隊長及びラッパ隊副隊長の地位を明確化しようとするものであります。

次に、議案第13号「三股町水防協議会条例」について御説明申し上げます。

本案は、現条例が実情にそぐわないことから、国の水防法の規定にあわせ、全面的に改正しようとするものであります。

次に、議案第14号「平成16年度三股町一般会計補正予算（第6号）」について御説明申し上げます。

本案は、平成16年度の会計年度末を控え、その決算に備え各種事務事業の実績、補助事業の決定あるいは内示等により増減補正するもののほか、繰越明許費の設定、地方債の変更を行おうとするものであります。

歳入歳出の総額86億5,535万8,000円に、歳入歳出それぞれ3,877万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億9,413万5,000円とするものであります。

次に、議案第15号「平成16年度三股町老人保健特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額22億6,888万3,000円から歳入歳出それぞれ3,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,388万3,000円とするもので

あります。

まず、歳入においては、支払い基金交付金等の交付決定の減額による財源の組みかえであり、歳出においては医療諸費を実績及び見込みにより減額するものであります。

次に、議案第16号「平成16年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」並びに議案第17号「平成16年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

両案は決算を見込んでそれぞれ補正するものであります。まず、平成16年三股町梶山地区農業集落排水事業補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額4,946万4,000円から歳入歳出それぞれ454万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,492万4,000円とするものであります。

次に、平成16年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額3,736万円から歳入歳出それぞれ234万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,501万5,000円とするものであります。

次に、議案第18号「平成16年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本案は、歳入について墓地公園使用料の実績により減額補正し、基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、議案第19号「平成16年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額6億2,969万2,000円から、歳入歳出それぞれ1,864万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,105万1,000円とするものであります。

次に、議案第20号「平成16年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額14億9,468万8,000円に、歳入歳出それぞれ974万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億442万8,000円とするものであります。

まず、歳入については、実績見込みによる増額補正をするものであります。

次に、歳出については、実績見込みにより総務費を減額し、介護サービス費に不足を生ずるため、保険給付費を増額補正するものであります。

次に、議案第21号「平成16年度三股町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

本案は、医療機器整備に伴う補正であります。資本的収入及び支出の第1款資本的収入の第4項国庫補助金を増額し、支出では医療機器整備として第1項建設改良費を増額補正するものであります。

次に、議案第22号「平成16年度三股町水道事業会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

本案は、収益的支出3億9,198万5,000円に955万3,000円を追加し、4億153万8,000円とするものであります。

主なものは、固定資産除却費であり、当年度分損益勘定留保資金を増額し、建設改良積立金を減額するものであります。

次に、議案第23号「平成17年度三股町一般会計補正予算」について御説明申し上げます。

平成17年度の予算編成に当たっては、予算編成方針にのっとり国、県の予算編成の状況、三位一体改革の推移、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向を見て予算編成を行ったものであります。

国における平成17年度予算は、構造改革を一層推進するため、改革断行予算という基本路線を継続し、歳出改革を一層推進し、実質的に前年度水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持、強化しております。

一方、地方財政計画においては、国と地方に関する三位一体改革を推進する観点から、国庫補助負担金は3兆円程度の廃止、縮減を図り、税源移譲は平成16年度措置した額を含めおおむね3兆円の移譲を目指すこととし、地方交付税については地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保するとの方針から、規模は83兆7,700億円、昨年度に比べ1.1%の減額となっております。

なお、平成17年度予算は対前年度比2.4%減となっており、4年連続マイナスの緊縮型予算となっております。15年度策定された財政改革推進計画に基づき、公共工事など投資的経費は前年度を8年連続下回る予算となっております。

国、県のこのような動向、情勢を踏まえ、本町においては行財政改革元年として16年度に取り組んだ町の行財政改革の達成状況をできるだけ反映した予算編成を目指したところであります。

平成17年度当初予算は、中原第3団地建てかえ事業、三股中学校整備事業などの大型事業により、対前年度比1.0%増の81億9,000万円の予算規模となりましたが、財政調整基金並びに公共施設等整備基金の取り崩しを昨年度と同額の5億円にとどめ、人件費、物件費及び町単独補助金をそれぞれ削減するなど、歳出を前年同様に見直した歳出抑制型予算となっております。

まず、第1表歳入歳出予算の概要について御説明申し上げます。

平成17年度の歳入歳出予算は81億9,000万円で、対前年度比1.0%、8,000万円

の増となっております。歳入のうち、自主財源が25億8,436万3,000円で、構成比31.6%となり、依存財源が56億563万7,000円で、構成比68.4%となり、前年度より自主財源の割合が少なくなっております。

次に、歳出予算における性質別状況については、義務的経費が36億5,291万円で、構成比44.6%、経常的経費が30億1,698万1,000円で、構成比36.8%、投資的経費が15億2,010万9,000円で、構成比18.6%となっており、前年度より義務的経費や経常的経費の割合がそれぞれ少なくなっております。

次に、第2表債務負担行為について御説明申し上げます。図書館システムの債務負担行為が17年度で終了することから、新システムにリプレースするものでございます。

次に、第3表地方債について御説明申し上げます。本年度の地方債は、一般公共事業債のほか7事業を予定しているものであります。

次に、歳出予算の新規事業及び主なものについて御説明申し上げます。総務費は行政一般の管理経費のほか、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業、農業委員選挙に伴う費用、国勢調査に係る経費等が主なものとなっております。

民政費は、社会福祉及び児童福祉費に伴う経常経費のほか、シルバー人材センター、ワークプラザ建設事業、温泉を活用した生きがいデイサービス事業、子育て支援センター事業等にかかわる経費、りんどう保育園施設整備事業補助金が主なものとなっております。

衛生費は、保健環境衛生費等にかかわる経常的経費のほか、長田地区の簡易水道統合事業補助金、広域圏事業として取り組む清掃工場、リサイクルプラザ管理費負担金等が主なものとなっております。

農林水産業費は、農業振興費及び畜産業費等の各種農業団体等に対する負担金補助及び交付金等の通常的経費のほか、県単かんがい排水整備事業、町単ふるさと農道整備事業等が主なものとなっております。

土木費は、道路及び公園にかかわる経費のほか、中原第3団地建てかえ事業、都市計画図修正業務委託料等が主なものとなっております。

教育費は、中学校の大規模改造等の実施設計、三股小北校舎耐震補強工事、町体育館駐車場舗装工事等が主なものとなっております。

次に、議案第24号「平成17年度三股町国民健康保険特別会計予算」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額を25億3,201万円とするもので、対前年度比1.4%の増であります。まず、歳入においては、三位一体改革に伴う税源移譲により、国庫負担引き下げと都道府県調整交付金を計上し、歳出においては被保険者数の伸びを加味した保険給付費等を計上したも

のであります。

次に、議案25号「平成17年度三股町老人保健特別会計予算」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額を20億5,500万円とするもので、対前年度比4.2%の減であります。まず、歳入においては、支払い基金交付金、公費負担を所定の負担率により計上し、歳出においては医療受給対象者の減少を見込んだ医療諸費を計上したものであります。

次に、議案第26号「平成17年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」並びに議案第27号「平成17年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」については、関連がありますので一括して御説明申し上げます。

本事業は、農業社会における生活様式の変貌等により、農業用排水路の水質悪化が問題となっている中、地域住民の水環境への意識の高まりを背景に、農村地域の生活水準の向上及び農業用の水質保全に寄与することを目的としているところであります。

まず、平成17年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,617万6,000円、対前年度比6.6%の減となっております。

次に、平成17年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,076万7,000円、対前年度比9.1%の増となっております。

次に、議案第28号「平成17年度三股町墓地公園事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,056万6,000円とするもので、対前年度比1.0%の減であります。まず、歳入につきましては、墓地公園使用料及び一般会計繰入金が主なものとなっております。

歳出につきましては、墓地公園管理費及び公債費となっております。

次に、議案第29号「平成17年度三股町公共下水道事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

本町は公共下水道を整備し、生活環境の改善を図るとともに、公共用水域の水質改善を図る本事業の推進をしているところであります。下水道事業の全体計画は564ヘクタールで、そのうち105.1ヘクタールの区域で事業認可を受け、年次的に整備を進めてまいりましたが、ようやく本年3月には一部供用を開始し、17年度から面整備とともにいよいよ本格的な下水道の使用が始まるところであります。

平成17年度歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,932万7,000円とするもので、対前年度比36.3%の減であります。

歳入の主なものは、国庫支出金及び町債等であります。

次に、歳出の主なものは、污水管布設の工事請負費及び処理場建設の委託費等であります。

次に、議案第30号「平成17年度三股町介護保険事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額を14億9,142万7,000円とするもので、対前年度比3.0%の増であります。

まず、歳入の主なものは、保険料が22.6%増、国庫支出金、支払い基金交付金及び県支出金が対前年度比2.6%の増、繰入金が対前年度比4.9%の増となっております。

歳出につきましては、総務費が対前年度比9.7%の増、保健給付費が対前年度比2.6%増となっております。

次に、議案第31号「平成17年度三股町国民健康保険病院事業会計予算」について御説明申し上げます。

当病院は、医師不足等により大変厳しい財政運営が強いられている状況にあります。このような時期における平成17年度の予算は、国の構造改革の動向と当院の今までの実績を踏まえて編成したものであります。収益的収入及び支出については、第1款、病院事業の収入支出ともに7億1,547万1,000円を計上した予算となっております。

第2款、在宅介護支援事業については、収入支出とも1,884万1,000円を計上をいたしております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は821万2,000円を、支出は1,680万9,000円を計上し、医療機器の購入と企業債の償還額であり、収支の差し引き不足額859万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、議案第32号「平成17年度三股町水道事業会計予算」について御説明申し上げます。

水道事業は、良質な水を安定的に供給することを目的として、収益的収入及び支出予算における事業収益は、4億1,575万9,000円を予定をいたしております。このうち、主な収益は水道料金の3億6,928万円であり、収入全体に占める割合は88.8%となっております。また、水道事業費用は4億280万4,000円を予定しており、このうち主な費用は、職員給与費、企業債利息、減価償却費、施設の維持管理費等であります。また、資本的収入及び支出予算における収入の総額546万2,000円を予定しており、このうち主なものは工事負担金であります。

一方、支出の総額は2億838万9,000円を予定しており、主なものとしては施設費及び企業債元金の償還金であります。資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億292万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

次に、議案第33号「町道路線の廃止について」並びに議案第34号「町道路線の認定について」は関連がありますので、一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第33号「町道路線の廃止について」は、公共下水道の処理場建設等により、町道の道路延長等により変更が生じたため、また農道への返還等により廃止しようとするものであります。

次に、議案第34号「町道路線の認定について」は、議案第33号において道路延長等に変更が生じたため、一旦廃止したものを再度認定しようとするものであります。

次に、議案第35号「三股町営土地改良事業の経費賦課徴収について」御説明申し上げます。

本案につきましては、平成12年度に三股町営土地改良事業として御承認いただきました温川地区の平成17年度の賦課徴収において定めようとするものであります。

次に、議案第36号及び議案第37号については、両議案とも「損害賠償額の決定及び和解について」であり、関連がありますので一括して御説明を申し上げます。

両議案は、ともに平成16年3月、都城市早水町の路上で発生いたしました追突事故で、いずれもそれぞれ損害賠償額が決定し、示談が成立しましたので、今議会に提案するものであります。

以上、37議案についてその提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

なお、今議会に報告1件を提出いたしております。報告1件専決処分の報告につきましては、関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしく御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） それでは、ここで11時10分まで本会議を休憩いたします。

午前11時01分休憩

午前11時11分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

補足説明があればこれを許します。病院事務長。

○町立病院事務長（堂村 和秋君） 若干病院事業等について補足説明をいたしたいと思っておりますが、その前にまことに申しわけありませんが、議案第31号「平成17年度三股町国民健康保険病院事業会計予算」に間違いが1カ所見つかりましたので、訂正をお願いをしたいと思います。

議案31号の4ページ、予算の実施計画書ですが、その表題が水道事業会計となっていると思います。それを病院事業と修正をお願いいたします。

これはどうしてかといいますと、原因は今回も消費税が免税事業者が3,000万から1,000万に判断基準になるわけですが、それに基づいて計算しますと、病院事業も課税事業者になってくるということで、水道事業の方のシステムを一応参考にさせていただいたがために、その部分が修正されずにそのまま残ったということです。すいませんけれども「病院」というふうに訂正方をお願いいたします。

それでは、先ほど冒頭に申しました若干の補足説明であります。依然としまして病院事業につきましても、厳しい状況が続いているわけですが、それらを解決するためということもありまして、先月21日に臨時の議会の全員協議会を開催していただきまして、理事者の業務命令に基づきまして作成しました財政再建計画というものを皆様に提示したところであります。今回の議会に提案しました平成17年度の病院事業会計予算につきましても、前回の再建計画をもとに編成したものでありませんので、そこらあたりについて理解をお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 次に、発議第1号について、提出者の説明を求めます。原田君。

〔10番 原田 重治君 登壇〕

○議員（10番 原田 重治君） それでは、発議第1号の説明を行います。

発議第1号「三股町議会議員定数条例の一部を改正する条例」について提案理由の説明をいたします。

まず、議会議員の定数については、地方自治法第91条第2項に規定され、本町の場合、26名の範囲内で条例を定めることとなっており、昭和26年の統一地方選挙から現定数の18名であります。各市町村の地方議会では、議員みずからの厳正な判断によって、議員提案により定数を減少できるとも定められております。

さて、地方自治体を取り巻く現状は、国の構造的な不況から大変な状況下に置かれ、厳しい行財政改革が迫られています。このような中、本町も自立の道を進むに当たって、徹底した行財政改革に取り組んでいる最中でありましたが、議会の率先的な改革が行財政改革の後押しとなることを考え、昨年3月に議会等改革検討特別委員会を設置し、議員定数等の検討を重ねてきたところであります。

定数については、民意の反映やチェック機能の確保から極端な削減は適当でないことや、少なくとも2つの委員会は設置すべきとのことから、18名の議員定数を12名とし、次の一般選挙から適用しようとする改正案であります。よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 次に、発議第2号について提出者の説明を求めます。黒木君。

〔15番 黒木 孝光君 登壇〕

○議員（15番 黒木 孝光君） 発議第2号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」について提案理由の説明をいたします。

本案は、昨年9月議会に課及び係の統廃合を図り、課内の横のつながりや協力体制の充実によってより効率的な行政運営を目指すために、課設置条例の改正案が提出され、可決されたことに伴い、役場の組織機構が4月1日から新体制でスタートすることになりますので、それに対応するため、常任委員会条例の一部を改正するものであります。

また、常任委員会の名称につきましても、「環境福祉常任委員会」を「福祉保健常任委員会」とし、「農林建設常任委員会」を「産業建設常任委員会」と改めようとするものであります。よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 次に、意見書案第1号及び第2号について、提出者の説明を求めます。東村君。

〔7番 東村 和往君 登壇〕

○議員（7番 東村 和往君） それでは、意見書案第1号「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書について提案の趣旨を説明いたします。

現在、政府は2000年に定めた「食料・農業・農村基本計画」の見直しを検討していますが、新たな基本計画は今後の日本の食料農業政策を大きく左右するものであります。さきに出された中間まとめでは、担い手政策のあり方、品目横断的政策等の経営安定対策の確立、農地制度のあり方、農業資源、環境保全対策の確立が出されましたが、最大の課題である食料自給率の向上に向けての施策については先送りされました。また、出されている課題が食料自給率の向上にどのように結びつくのか、明確に示されておられません。規模拡大、効率化一辺倒の農業政策を進めてきた結果が、BSEなどの食の不安を引き起こしている現状から、食の安全や環境問題に配慮した政策への転換が必要であり、基本計画の見直しに当たっては、「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料自給率の引き上げ、食の安全、安定に結びつく施策を展開することを強く要望するものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

続きまして、意見書案第2号「WTO・FTA交渉に関する意見書」について提案の趣旨を説明いたします。

WTO、いわゆる世界貿易機関交渉は、昨年8月に市場アクセス、国内支持、輸出競争など、今後の交渉の基礎となる枠組みが合意されましたが、合意内容では非貿易的関心事項や重要品目への配慮などが明記されたものの、重要品目の数や関税削減率などについては、今後の交渉にゆ

だねられております。

交渉に当たり、アメリカなどの食料輸出国からは、上限関税の導入や関税割当数量の大幅な拡大などを強く要求される恐れがあり、一段と厳しい交渉が予想されますが、こうした要求を受け入れた判断や認識の仕方が確立することになれば、日本農業への打撃はもとより、食料の安定的供給や安全性の確保に対する懸念など、国民の食に対する不安を高めることとなります。

また、F T A、いわゆる2国間自由貿易協定については、韓国、マレーシア、フィリピン、タイとの交渉が行われていますが、農産物の関税撤廃や大幅削減等が求められており、こうした要求を受け入れれば同じく国内農業や食料に多大な影響を受けることにもなります。

については、農業のもつ多面的機能の発揮と食料安全補償、各国の農業の共存が図られる貿易ルールの確立を目指して、W T O及びF T A交渉に臨むよう要望するものであります。よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

日程第5. 発議第1号、第2号及び意見書案第1号、第2号についての質疑、討論、採決

○議長（山中 則夫君） 日程第5、発議第1号、第2号及び意見書案第1号、第2号について質疑、討論、採決を行います。

発議第1号「三股町議会議員定数条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。18人の議員定数を12人に改めるっていうことですが、この行財政改革というふうなことはわかりますが、三股の人口は2万四千四、五百名おって、普通でいけば26人の議員がもてるようになっていたと言われましたが、その半分以下に議員をするっていうふうなことは、町長のおっしゃる、さっきおっしゃった対話と協調というふうな観点からいたしましたり、また民意の反映、それから議会のチェック機能というふうなことが果たされないのではないか。少数意見や排除につながるのではないか。この厳しい単独でいくっていうふうな時代に、余りにも少ない議員で本当に町民の多様な意見が反映されるのかどうか、不安を感じます。

よって、余りにも少ないこの12人に改めるっていうふうなことには反対いたします。

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。採決は起立による採決を行います。発議第1号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。発議第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

意見書案第1号「食料・農業・農村基本計画見直しに関する意見書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第1号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

意見書案第2号「WTO・FTA交渉に関する意見書」を議題として質疑を行います。質疑あ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

両意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時31分休憩

〔全員協議会〕

午前11時34分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長（山中 則夫君） 以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時34分散会

平成17年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成17年3月7日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成17年3月7日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

出席議員(16名)

1番 斉藤ちづ子君	3番 上西 祐子君
4番 福留 久光君	5番 大久保義直君
6番 重久 邦仁君	7番 東村 和往君
8番 池田 克子君	9番 別府 久光君
10番 原田 重治君	11番 中石 高男君
12番 山中 則夫君	13番 小牧 利美君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

欠席議員(2名)

2番 財部 一男君	14番 宮田 強雄君
-----------	------------

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
収入役	去川 政雄君	教育長	田中 久光君
総務課長	原田 順一君	財政課長	木佐貫辰生君
企画調整課長	和田 輝義君	税務課長	白浜 丸雄君
町民生活課長	溝口 良信君	福祉保健課長	下石 年成君
健康管理センター事務長	上村 陽一君	町立病院事務長	堂村 和秋君
農林振興課長	間世田和文君	畜産課長	下石 康博君
耕地課長	瀬尾 春己君	建設課長	永田 宣行君
都市計画課長	福重 守君	農業委員会局長	外園 純一君
学校教育課長	野元 祥一君	生涯学習課長	柳橋 一彦君
給食センター所長	温水 東嶽君	水道局長	指宿 秋廣君
会計課長	渡辺 知昌君		

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） 本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 総括質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今会期に提案されたすべての案件に対しての質疑となります。くれぐれも一般質問のようにならないよう御注意お願いいたします。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

また、質疑は会議規則により1議案につき一人3回以内となっております。御協力方よろしくお願いいたします。

それでは質疑はありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。議案第23号17年度一般会計予算のところ質問いたします。4点ほどあります。

76ページの委託料なんです、8,905万6,000円となっております。去年はこれが9,766万5,000円ありました。860万円ほど減となっております。この健診事業だと思うのですが、この理由と予防検診事業のことにしてお尋ねいたします。

それから、82ページ、塵芥処理費、これ委託料です。3,400万円以上ふえておりますが、

なぜなのか。それから、これからも続くんでしょうか。減らすための対策はないのでしょうか。

それと、今年度から——去年からでしたか、配偶者特別控除がなくなって、専業主婦は税金が上がります。その影響、住民税、国保税の負担額をどのくらいと見ていらっしゃるでしょうか。

それから、共済年金の掛金も10月から上がりますが、町の負担増は幾らぐらいでしょうか。以上、4点質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 健康管理センター事務長。

○健康管理センター事務長（上村 陽一君） 76ページの予防費、13委託料の減額となった理由について説明いたします。

この委託料の中身は、予防接種、健康診査、人間ドックの委託料ですけれども、この減額となった理由は、主に人間ドックの委託料の減でございます。

今回は17年度につきましては、600名の予算計上で計上されたところですが、前年度が860名ということで計上しておりましたけれども、病院の医師体制等の関係で、病院との打ち合わせの結果、この数字を計上したものでございます。

○議長（山中 則夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（溝口 良信君） 82ページの委託料の増についてということですが、これについては広域のリサイクルプラザが4月1日から稼働いたします。それに伴いまして、今まで三股町の一般廃棄物処分場の不燃物をリサイクルプラザに持って行って、そこで破砕機にかけます。そこでまた破砕機にかけた部分を可燃残渣が出てきます。その部分を小林の九州北清の方にもって処理するというので、それが委託料のふえた主な原因であります。

それと、これを今後どうすれば少なくなるかということですが、町民の皆さんになお一層の分別等を御協力をいただいて、ごみを少なくするという方向にもっていけば、ここの部分が少なくなると思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 税務課長。

○税務課長（白浜 丸雄君） 地方税法の改正に伴う負担影響はどうなっているかということであろうかと思います。まず、17年度に影響します地方税法の改正関係といたしましては、生計同一の妻に対する均等割非課税の廃止ということで、17年度に2分の1、18年度全額という形で推移するかと思います。

それに伴います町民からの負担としましては、当然今申し上げますように、今まで課税されていなかった方が最低1,500円、来年は3,000円という形にふえていこうというふうに考えております。

それから、どのくらい影響かということですので、一応ちなみに16年度予算ベースで

考えますと、1,871名が均等割が発生するんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。金額にいたしまして280万6,000円相当見込んでおります。

それから、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止に伴う影響ということでございますが、この分については町民側から申しますと、廃止になり課税が発生する人、それから廃止になり課税が増額になる人、こういった全体で考えますと約2,400名程度、金額にいたしまして2,010万程度を見込んでおるところでございます。

したがって、今申し上げました両方で17年度の予算に影響する部分といたしましては、約2,300万程度、17年度の当初予算に占める割合といたしましては、1.5%相当を考えておるところでございます。

それから、国保税への影響はどうかということでございますが、今申し上げました生計同一の妻の改正、あるいは配偶者特別控除の廃止、こういったものについては、国保税には直接影響いたしません。なぜならば、所得控除じゃなくて、控除前で課税いたしておりますので、もし影響するとすれば、今年度から始まりました実質昨年からの所得税についてはスタートしておるわけでありまして、今年から長期譲渡所得に伴う国保税の影響、こういったものについて従来100万円の特別控除があったわけでありまして、これが特別控除が廃止になった関係で、当然100万円に相当する部分の所得の税率はアップすると、こういったことでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（原田 順一君） 共済年金の保険料の値上げによる町の負担増は幾らになるかということでございます。これにつきましては、長期給付にかかわる負担率、町の年金の部分でございますけれども、これは昨年から5年間、今から5年間、平成20年の9月にわたりまして、毎年率が上がっていくようになっております。これによりまして昨年の4月からことしの4月と見た場合の負担増でありますけれども、これは本町の場合で326万7,000円、もちろん一般会計だけでございますけれども、326万7,000円でございます。

当然、これにかかわります本人の負担分というものも、若干この率より高いところで推移していくということでございます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 予防検診のことでもう1回お聞きしますが、人間ドックが減らされた、減るといふようなことなんですが、その人間ドックは今までは何か検診を、町のこの検診を受けてた人も、また人間ドックを受けられたけど、何か今度からはそれができないというふうなことも聞いておりますが、そういう影響もあるんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 健康管理センター事務長。

○健康管理センター事務長（上村 陽一君） 今おっしゃったようなことでの影響ではございません。あくまでも受託医療機関である国保病院の医師体制の関係、これでもっての減でございます。以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。大久保君。

○議員（5番 大久保義直君） 5番、大久保です。4点だけ御説明をお願いしたいと思います。

まず、議案23号の17年度の一般会計でございます。47ページです。廃止路線の代替バス運行費の補助金、これについては県の方でも補助金については支援しようと。そしてまた、市町村においてもこういう単独事業をやれば、支援するというようなテレビ放映があったわけですが、この予算が2,111万6,000円。前回やったでしょうかね。ある議員からもそういう説明があったと思ってるんですが、この問題についてはやはり十分検討していただきたいなと思っております。いわゆる町でたいがいなバスを買って運行しても、それはもう相当な黒字になるんじゃないか。この予算からすればですよ、そういう気もいたしますので、ひとつ御検討をお願いし、また説明をお願いしたいと思います。

それから、52ページ、一般会計、はめつけみまた地域づくり事業の補助金200万円、これは今まではふれあい事業でじゃなかったかなと思っておるんですが、「はめつけみまた」この変更をどういような形で変更をされたのか、この説明をお願いをしたいと思っております。もしあのふれあい事業と違えば、御理解をいただきたいと思いますが。

それからもう1点、——いや、あと2点ですが、68ページ、これは私たちの主管課ですけれども、シルバー人材センターの建設工事4,395万4,000円、これについては全協の中でも場所の決定とか、そういうものが出たんですが、あるシルバーの人たちに聞きますと、本年度で17年度ですが、補助金が2,000万円、これが消えそうだと。だから場所を早く決定してほしいなということでしたが、この場所も一転、二転しておるわけですが、これは下石課長のところですけども、第一候補も畜産センターがどうしてもいけないようであれば、今の現在地でも町の方が側溝なんかを整備していただければ結構だという話を聞きましたので、この点については十分御検討をお願いしたいと思っております。これは回答は要りません。

それから（発言する者あり）第4点、上米公園の整備事業、工事費107ページですが、4,820万円、この内容説明をお願いします。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 企画調整課長。

○企画調整課長（和田 輝義君） 今、バス運行補助金について御質問がありましたが、2,111万6,000円の補助金についてということなんですが、これについては今回の一般質問の中でも、

8番議員の方からバス路線についてどういう計画があるのか、見直しがあるのかというのを出ているようですので、ここの中では一応今現在バス路線について十分検討しているということで、お答えをしたいと思います。まだ方向づけが明確にはされておられませんので、そのあたりについてはまた一般質問の中でもお答えしたいと思います。よろしいでしょうか。

それと、「はめつけみまた」事業、地域づくり事業ということで、ちょうど200万の事業を予算措置をしております。これについて説明申し上げたいと思います。

ちょうどこの事業については、夢あるふるさとづくり事業として平成10年に事業を立ち上げて、地域の活性化を図ろうということで取り組んできたわけですけれども、今回「はめつけみまた」地域づくり事業ということで、「頑張ろう三股」というような意味合いもあるかと思うんですが、そういう事業で今回取り組むということで、新たにネーミング、名称を変更したところです。

これについては、昨年の多分9月か12月だったと思うんですが、一般質問の中で「夢あるふるさとづくり」をどうするのかというのが出ました。その段階では一応廃止したいという形でお答えをしたんですが、廃止して新たな事業として「はめつけみまた」という形で取り組もうということで計画をしたところなんですけれども、これもやはり各9地区の公民館の地域活性化というねらいがあって、補助金も出してきたところなんですけれども、これを先般のその行政事務連絡員の会の中で説明をして、廃止したいということで申し上げたところ、行政からの一方的な廃止だということで、前触れもなく廃止されるのも大変だと、また公民館の運営に住民の協力が得られないということがありまして、それで今後もやはり従来の事業について取り組むという形で一応報告をしてきたところです。

それで、額についてはそれぞれの地区20万円を上限ということで、この事業については従来の事業を継続していくんだということで説明をしてきたところです。そのように御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 都市計画課長。

○都市計画課長（福重 守君） 上米公園の整備事業の工事請負費ですけれども、管理棟とパークゴルフを現在建設しておりますけれども、その管理棟ですね、いろんな資材を格納する倉庫とか便所とかを含めた管理棟と、上の方に便所を計画しております。それと管理道路を一部、今平成16年度で整備してるんですが、残りを整備する予定でございます。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。原田君。

○議員（10番 原田 重治君） 町長に1件お尋ねしたいんですが、施政方針の中に町立病院の実効性のある病院経営を模索するという項目があって、町立病院の将来を検討する審議会の設置

をと書いてあるんですが、どのような審議会をつくらうとしておられるのか、その辺をちょっとお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 失礼ですけど何ページですか。

○議員（10番 原田 重治君） 施政方針の4ページ。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 施政方針の中でただいま質問のあった事項を表明したわけでございます。

御承知のとおり、非常に町立病院が経営形態が非常に厳しい状況に至っておりまして、何といたしましても医師の確保、医師不足ということがどうしても今全国的な傾向のようでございます。そのようなことから、今後の病院の将来性について具体的な検討に入ろうということから、審議会を立ち上げて協議検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

現在そういうことで考えているところでございまして、ひとつ御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。中石君。

○議員（11番 中石 高男君） 11番。議案第36号と37号ですけど、この前ちらっと申し上げたんですが、この災害補償は我々が考えた場合に、ほとんど10%職員の方が悪いんじゃないかなというふうな気がするわけですが、状況については詳しく詳細にここに載っておりますけれども、職員の処遇ですね。

我々長年企業に勤めた者からすれば、新聞でもちょっと載ったり、こういうのが出たらもうすぐ懲戒免職ですね。だから処遇がどんなふうになってるのかなと。注意ぐらいで済んでるのかなと思えますけど、その辺聞かせていただきたいと思えます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（原田 順一君） この事故の詳細につきましては、建設課長の方でお答えいたしますが、この職員は本町の委託、委託者という形での雇用をしているものでございます。したがって、町と町職員と同じような処分という形をとってないところでございますけれども、ただ嚴重注意はしたということでございますけれども、それ以上の処分というような形はとっていないところでございます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 建設課長。

○建設課長（永田 宣行君） 今回の議案に上げております損害賠償の決定及び和解についてということで、主管の課長として非常に反省しているところであります。平成15年度から建設課の方に従来の道路の整備のための委託者と、あと公園の方の委託者が配属されております。

そういったことがございまして、彼ら自身の事故で当然こういう交通事故等が非常に危惧されておりました関係から、それなりに週に1回の委託者とのミーティングとか、そういったものを通じまして事故がないようにということでやっておったわけですが、去年の3月31日ということで、年度末にこういう重大事故が起きまして、非常に心苦しく思っております。その後も課でこういうことじゃいかんということで、いろいろ取り組んでおるところですが、再度12月に起きてしまって、都合2件の交通事故が起きたと。

1件目の事故につきましては、都城の方に資材をちょっととりに行きて、その帰りだということで聞いております。2トンダンプに事務用品等を積んで、かなり重量そのものが重かったと。その前の方、玉突き事故の形になっております。1台目に乗っておられました女性の方がむち打ち症状と。前の2台目に乗っておられました女性と子供さんがおられたんですが、それもやっぱり軽いむち打ち症状ということで、非常に私どもとしても責任を痛感いたしまして、御自宅の方であるとか、病院だとかお見舞いに行ったところであります。

2件目の12月の方の事故につきましては、やはり公園の方に草刈りの方に作業に従事する移動中の事故だったわけですが、右折したところで前が交通どめになってたということで、慌ててバックしたところが、同じように軽乗用車が後ろから進入してきてまして、そちらの車の前方とぶつかってしまったというような状況であります。

去年の4月以降は、課内の方に無事故無違反ボードというのを作りまして、各係で記入して、無事故無違反何日という形で実施しているところなんですけど、なかなか結果としてこういう事故が再度起きたことで、非常に責任を痛感しているところでもありますし、またたびたび職場会議だとか、そういった場で職員に注意を喚起しているところでもあります。

以上であります。

○議長（山中 則夫君） 中石さん。所管の議案ですので。（「所管じゃないから聞いたわけですよ」と呼ぶ者あり）後の審議はどうでしょうか。じゃあ。

○議員（11番 中石 高男君） この事故につきましてはですよ、だれが見てもうちの方が100%ですね、悪いような気がするわけですから、合計で590何万、600万ぐらいですよ。車だったら二、三台買えるというような弁償になるわけですから、やっぱり嚴重注意をして、こういう事故のないように本人の処遇もある程度考えていいんじゃないかと私思いますので、ひとつ今後もそういう面では嚴重な注意を徹底してほしいと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 後の審査委員会をお願いします。

ほかにありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。ただいまのこの事故のちょっと件なんですけど、

私ちょっともうこの事故は約1年前に起こってるわけですが、重大な人身事故なんですね。この報告がこのように和解、損害賠償額の決定、和解についてというふうなことでなってから、この議会に私たちが知るっていうふうなことは、ちょっと私腑に落ちないんですが、やはりこういう重大事故が起こった場合は、やっぱりこの報告なりはすべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 建設課長。

○建設課長（永田 宣行君） おっしゃるとおり、事故からもう1年がたたんとしてます。要は物損もなんですが、人身の方がかなり治療等に時間がかかりまして、今までのやり方ですと、そういうある程度その示談が成立しまして、額が固まってからの議案上程というような形になっております。

ただ、おっしゃるように、それ以前に全協とかを通じて何らかの報告が要るのかなと、私自身はちょっと考えてたところなんですけど、まだその役場内部でその辺のやり方というのを、特に議論はしてないところなんですけど。

以上であります。

○議長（山中 則夫君） 途中で全協等もありましたので、今後はそういう意味で報告方お願いいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（山中 則夫君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、各議案はそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。各常任委員会におかれましては、審議方よろしく申し上げます。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時30分散会

平成17年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成17年3月15日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成17年3月15日 午前10時02分開議

日程第1 追加議案の取扱いについて

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 追加議案の取扱いについて

日程第2 一般質問

出席議員(17名)

1番 斉藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 大久保義直君	6番 重久 邦仁君
7番 東村 和往君	8番 池田 克子君
9番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
13番 小牧 利美君	15番 黒木 孝光君
16番 的場 茂君	17番 桑畑 浩三君
18番 山領 征男君	

欠席議員(1名)

14番 宮田 強雄君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 出水 健一君

書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
収入役	去川 政雄君	教育長	田中 久光君
総務課長	原田 順一君	財政課長	木佐貫辰生君
企画調整課長	和田 輝義君	税務課長	白浜 丸雄君
町民生活課長	溝口 良信君	福祉保健課長	下石 年成君
健康管理センター事務長	上村 陽一君	町立病院事務長	堂村 和秋君
農林振興課長	間世田和文君	畜産課長	下石 康博君
耕地課長	瀬尾 春己君	建設課長	永田 宣行君
都市計画課長	福重 守君	農業委員会局長	外園 純一君
学校教育課長	野元 祥一君	生涯学習課長	柳橋 一彦君
給食センター所長	温水 東嶽君	水道局長	指宿 秋廣君
会計課長	渡辺 知昌君		

午前10時02分開議

○議長（山中 則夫君） 本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 追加議案の取扱いについて

○議長（山中 則夫君） それでは、日程第1、追加議案の取り扱いについてを議題といたします。

追加議案第の取り扱いについて、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 黒木 孝光君 登壇〕

○議会運営委員長（黒木 孝光君） それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告申し上げます。

本日、午前9時30分から委員会を開催し、追加議案にかかわる諸事項及び会期日程の協議を行いました。その結果、最終日の18日に追加上程されます議案第38号と議案第39号及び決議案第1号については、既に提案されている議案全部を議了後、委員会付託を省略し、全体審議で措置することに決しました。

また、一般質問が本日ですべて終了した場合は、明日は休会とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。追加議案第38号、39号及び決議案第1号の取り扱い

については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり18日に既に提案されている議案全部を議了後、委員会付託を省略し、全体審議で措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、追加議案2件及び決議案1件の取り扱いについては、18日に既に提案されている議案全部を議了後、委員会付託を省略し、全体審議で措置することに決しました。

また、本日の一般質問がすべて終了した場合、あすは休会とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問がすべて終了した場合、あすは休会とすることに決しました。

日程第2. 一般質問

○議長（山中 則夫君） それでは、日程第2、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守くださるよう、御協力方お願いいたします。

発言順位1番、上西さん。

〔3番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（3番 上西 祐子君） おはようございます。昨日の労働災害で、まず最初に、亡くなられた方にお悔やみ申し上げます。

通告に従い質問してまいります。

最初に、病院問題についてです。

今議会冒頭、町長は施政方針の中で、町立病院は大変厳しい財政運営となっており、医師不足は本町においても大きな問題であり、町立病院の将来を検討する審議会による審議を含め、今後十分な検討を進めたいと報告されましたが、この点について私も共感するところがあり、それゆえに実効性のある病院経営を模索することは今後の差し迫った課題と考えております。

ちなみに、平成15年、私自身が本町の議員になった年でもありますが、このときの施政方針を読み返してみると、町立病院の将来を考えるならば安定した財政運営を目指して、平成14年に設置した町立病院の将来を考える協議会において協議検討を開始したところであり、その協議会の審議により、町民の医療ニーズに即応した医療体制を整え、包括的な地域医療の推進を図ってまいりたいと、また、16年度の方針でも、町立病院の将来を考える協議会の提言書を尊重しながら、今後十分な検討を加えてまいりたいと言われていました。この二、三年間、具体的にどのような協議提案がなされ検討されてきたのか、お伺いいたします。

町立病院の存立を問う立場から、町民の中には町立病院があつてこそ捨てる命も救われてきた

という、町民とともに歩んできた50年の歴史とともに、存続を強く望む声がある一方、町立病院は赤字だからつぶしてしまえとか、本町の近隣に病院はたくさんあるから町立病院は要らないのではないかという性急な声も聞こえてきます。町民福祉の面から、病院問題を経済面だけで決めてよいものかどうか、地域住民の健康づくり、予防活動に力を入れ、これからの高齢化社会に向けた医療のあり方など総合的な深い検討が必要だと思いますが、いかがですか。

次、教育問題です。

17歳の卒業生が母校を訪れ教職員を殺傷するという事件が大阪寝屋川市の公立小学校で起こりました。本町でも、昨年11月に中学校で傷害事件が起こっております。運動会や授業参観など不特定多数の人が訪れる場所、地域に開かれているのが学校であり、その中で子供たちの成長を保証し安全が最も確保されなければならない学校において、このような事件が連続して起こっていることに対して、何とも痛ましく、また、子供たちやその保護者も不安に感じると思います。

本町において、学校の安全対策の取り組み、また通学路や公園などにおける安全対策など、子供や教職員の命と安全を守るためどのような議論がなされ実行されているのか、お尋ねいたします。

次に、引きこもり、不登校生の問題についてですが、引きこもり、不登校生など適応障害児は今日1%と言われる時代です。引きこもりの少年たちが皆事件を起こすわけではない。でも、引きこもりになることによって人との距離の取り方がわからない、孤独で寂しい、悲しいなどいろんなことを背負ってしまい、神経症や人格障害化する場合があります。事件一步手前の状態にある少年、青年は少なくないと思われます。引きこもりの家庭は世間体を気にして本人を追い詰めたり、抱え込んで状態を悪化させたりしがちです。引きこもりから回復していくためには本人のネットワークや社会の支えが必要です。そこで教育長にお尋ねいたします。

本町では、不登校の子供たちはどのくらいいるのか。また、こうした子供たちの心に寄り添うための教育としてどういう方法が検討されているのか、どのような教育指導がなされているのか。また、悩みを抱えておられる両親を援助する体制はあるのか、お伺いいたします。

3番目です。中原住宅建てかえの件についてですが、中原住宅第3団地は、昭和44年、45年建築の住宅で、築三十五、六年になり、建てかえられることになったことは喜ばしいことと思います。全棟南向きで間取りも3種類あり、幅広い世帯が入居できるようになっており、地域社会のあり方としてもよい団地になってほしいと思います。

建てかえは17年度54戸と聞いていますが、その間、入居者はどこに移転されるのか、その間の補償はどうなるのか、期間はいつからいつまでなのか。また、新しい住宅ができて入居するとき敷金を徴収されると聞きましたが本当でしょうか。家賃も相当上がると思いますが、それぞれの部門別に伺います。

現在の入居者に対する説明では保証人が2人必要で、さらにそれぞれ所得証明の提出が求められている。これに困っている人もおられると聞きました。民間住宅でも保証人の所得証明はとっておりません。入居希望者との契約条項を確認することで十分であり、所得証明まで必要ないと思いますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

最後に、平成15年6月議会で、私、病後児保育所の件で質問いたしましたところ、つくる方向で検討すると答弁されましたが、具体的にどう検討されているのか、いつから実施されるのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。風邪で声がかれておりますが、ひとつお許しをいただきたいと思います。

それでは、お答え申し上げます。

まず、病院問題について。これの①、町民の健康を守るという視点で存続を考え、町民参加の議論をしてほしいということでございます。

町立病院が御承知のとおり昭和29年の12月に開設以来、時代の変遷の中で2万4,500町民の生命と健康を守り、公的な地域医療の拠点施設として町民に親しまれ、大きな役割と貢献を施してきているところでございます。

そういうことで今日まで健全な経営に向けてあらゆる検討を加えてきており、その基本的なスタンスとしまして町民の健康維持及び病気の治療の面から町民の福祉向上に寄与することを目的として運営してまいったところでございます。そして、今後におきましても公共性を重視するとともに、経済性を発揮し、町民の医療福祉に寄与する考えでございます。

なお、御質問の病院の将来を考える協議会、これは過去6回ほど開催をいたしておりますが、結論といたしましては、このまま残してほしいということが結論でございます。

それから、2番目の資金調達の面で病院債を発行することはできないのかということでございますが、病院の建設的事業においては今でも企業債を借り入れし、事業の推進を図っているところであります。現在の建物を建築する際の企業債が平成19年度まで償還額として残っておりますし、本年度導入しました医療機器のCT購入におきましても起債をしたところでございます。

このように、企業債を含めまして地方債を歳入の財源とすることが認められるのは一般的に公共施設等の建設事業の財源とする場合とされているところでございます。

それから、2番目の教育問題につきましては教育長の方から答弁をお願いしたいと思います。

それから、3番目の中原住宅建てかえについて、①の家賃保証人、敷金の件について、それか

ら②の移転費用についてでございます。

中原第3団地の建てかえにつきましては、いよいよ来年度から工事に着手する段階になりました。これも議員の皆さん方大変な御協力のおかげだと深く感謝を申し上げたいと存じます。現在のところ、17年度から19年度まで3カ年事業で取り組みたいというふうに考えております。補助金の削減など厳しい状況下でございますが、計画期間での完成を目指して、国、県へ要望してまいりたいと考えております。

御質問は、新団地についての家賃など具体的なことでございますので、これにつきましては担当課長の方から答弁をお願いしたいと思っております。

それから、4番目の病後児保育所について、検討すると言われたが、具体的にいつから始めるのかということでございます。前回の議会、平成15年6月の議会で、先進地の調査分析、町内の要望をもう少し詳しく把握し分析しながら、前向きに検討していきたいというふうにお答えをしたところでございます。

平成15年度時点において病後児保育事業は県内4市3町で10施設が実施しており、そのうち担当課において日向市、延岡市、都城市の3施設を視察研修をしております。また、次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査を実施して、その中で病後児保育についてもニーズ調査をしたところであります。このような県内の状況、そして町内の状況の把握に努め、幾度かの庁内協議や関係機関と協議を重ねた結果、平成18年度から乳幼児健康支援一時預かり事業、すなわち病後児保育事業を実施する予定であります。

以上で回答といたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、教育問題について私の方でお答えいたします。

まず、第1点の学校の安全対策ですが、御承知のとおり平成13年6月に大阪教育大学附属池田小学校で事件発生しておりますが、この発生以来、学校の安全対策が大きく変わってきました。それまでは学校安全の考え方は、交通事故とか学校火災、施設の事故、実験実習など授業中の事故といった保安に関することが主でありました。開かれた学校を標榜している学校教育におきましては、今日、本町の学校は敷地の外からでも出入りができる状況にあります。不審者の侵入を防ぐことは物理的に困難な状況にあります。

そこで、万一不審者が侵入した場合どのような対応をすればよいのか、まず教職員の意識改革、すなわち危機認識をまず持つということが重要であると考えております。そして2つ目には、来訪者のチェック体制をしっかりと強化するという。2つ目に、危機マニュアルを作成し、常日ごろから確認をし、全職員その理解をしておくということであり。3つ目に、防護訓練や児童の避難誘導訓練などを定期的実施するということが大事であります。

そして、本町といたしましてこのような事件にかかわる備えといたしましては、平成14年度に全教職員にトランシーバーを配付しております。そして、2月に発生しました寝屋川市立中央小学校の教師刺殺事件が反省しました。それにかかわって、さす股を全学校に配付いたし、そして全教職員、町内約150名の教職員ですが、その先生方を全員対象に、都城警察署、そして三股派出所の皆様方の御協力を得て防護訓練を実施したところであります。

今後、学校の施設にかかわりましては、どうしても学校の中がよく見えると、学校の中から外も見えるということから、すりガラスの透明化を図っていくということで、16年度は宮村小学校、17年度は勝岡、梶山、長田小学校のところをすりガラスに入れかえます。その他三股西は既に入っております。そういうことも対策の1つとして考えているところでございます。

次に2番目の、本町で発生しました傷害事件のその後であります。昨年11月29日早朝に、三股中学校で3年生の男子生徒が1年生の男子生徒を切りつけるという事件が発生しまして、新聞でも報道され、議員の皆様方にもこの全協の場で御報告を申したところであります。

事件のその後についてであります。被害生徒1年生は12月8日から登校、元気に登校しております。この1年生は、事件前、事件後欠席がありません。元気に登校しています。加害生徒の3年生は、12月1日から1月30日まで2カ月間、都城の藤元病院に警察から措置入院され、1月31日からは自宅療養ということで現在お母さんがお仕事をおやめになりまして病院の方へ通院しているという状況でございます。

ほかの生徒の教職員へいろいろと与える影響が大きいということで、事件直後の12月3日にはPTSD、いわゆる心的外傷後ストレス傷害というんですが、それへの配慮から、県の警察から臨床心理士によるカウンセラー等が行われております。この場合、12月6日には専門医3名が来校されて先生方とお話し合いがされているところでございます。

加害生徒に対する今後の学校対応であります。家庭裁判所の判決がまだ出ません。判決の有無によりましてどういう措置をしていかれるか、ここは警察の保護下である状況で、私たちは関知するところではありませんが、いずれにしろ卒業期を迎えております。それで、卒業式には参加しないということで、いわゆる被害生徒への配慮もありますから、そういうことで話を進めております。今後のことについてはまた十分検討しながらやっていきたいというふうに考えているところです。

それと次に、不登校の生徒を出さないための教育指導ということでありますが、実は不登校あるいは不登校傾向にある子供たちは出ているんですが、2月末現在、三股町内では小学生が2人、中学生が13人の不登校で、管内はもっともちろん多いわけですが、かなり指導をしていただいてここでおさまっているという状況であります。

不登校の理由は、人間関係や勉強への挫折感、怠学——怠け学ですね——がありますが、アス

ペルガー症候群、いわゆるその状況によって発作的に行動する症候ですが、知能的には劣らない、そういう子供に対する、将来そういうものを持っている子供が不登校になるというケースも出ております。

そして、不登校の生徒に対する対応といたしまして、まず1つといたしまして学校としての対策は、要するに学校全体として生徒指導の充実を図り、いじめ、不登校問題に積極的に全職員が取り組むということであります。特に学級担任が小まめに家庭訪問や電話連絡をしたり、メールなどでつながりを保ちながら、生徒や保護者の信頼を得るように努力をすることが必要であります。

2つ目に、家庭での対応ですが、まず基本的生活の形成、特にあいさつとか言葉使い、それから生活のリズム、いつ起きたか寝たかというようなことも、そういう状況もわからないというような状況もありますが、そういう基本的な生活の形成、生活習慣の形成、特に親としての権威、すなわち威厳と愛情に満ちた厳しさのある父親、母親であってほしいと思っているところであります。

特に、不登校の生徒の家庭では、親との立場が逆転しているというような状況が多く見られているところであります。そのあたりが逆にこのお互いに注意し合ったり指導していく面ではないかと思っております。

3つ目に、地域としての対策ですが、民生委員さん、それから児童委員の方々、学校との連携を特に密にして取り組む必要があるというふうに思います。

4つ目に、町で適応児童教室を創設しております。そこに子供たちが今3名通っております。ここに来る子供は、ないほうがいいわけですが、どうしても学校に行きづらい子供に対してはこういうことも必要でありますから、こういうことで生徒の心のいやしづくりをしっかりと確保しながら学校への復帰を図っていくというようなことを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 建設課長。

○建設課長（永田 宣行君） 御質問は、1つには建てかえ期間中の入居者はどこに移転するのかという話と、いつからいつまでそれは考えているのかと。それと、説明会で敷金を取るというふうに聞いたが、取る必要があるのかという点と、あと保証人についても所得証明を添付するように言ってるんですが、それについて取る必要があるのかという御質問だったと思います。

中原団地の建てかえにつきましては、現在の入居者の理解を得ることが大事だと考えておまして、入居者の説明会を昨年の7月と今年の2月に行っております。その説明の中で、移転の時期につきましては、国からの内示がいつ来るのか、工事の発注の準備等ありますが、今のところでは5月末までに移転していただいて、要するに取り壊しを6月にかかって、工事を2月

末まで考えております。

ただ、この辺あといろいろ工事の発注の準備であるとかいろいろありますので、また詳しいことが決まり次第早目に住民の方にはお知らせしたいと考えております。一応そういうスケジュールでは御説明をしておるところです。

それと、移転の場所ですが、仮住居の場所ですが、今のところ考えておりますのが今市住宅、それと五本松住宅、それと中原住宅。中原住宅にも空き家はあるんですが、そちらは今後取り壊し予定なものですから、余り多大な修繕というかそういったものもできませんので、基本的には五本松、今市に替わっていただいて、どうしても足りない分もあるもんですから、そういう分については中原に入っていただくということで説明をしているところであります。

それと、この前の説明会で、実は家賃が上がりますので、その家賃に見合った敷金をお願いしたいという説明をしております。基本的には敷金は退去時の修繕費用等に充てられますので、皆さんのためにもそれがなるんじゃないかというふうに思っております。実際、簡平住宅から退去された方の状況なんかを見ると、退去時のそういう修繕費をなかなか払えなくて、あとずっと何年にもわたって払っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、入居時に払っていただくようお願いしているところであります。

それと、保証人の所得証明ということですが、これは昨年4月から滞納整理要綱というのを定めまして、滞納の整理に取り組んでいる中で、やはり本人もそうだけど、保証人についてもそういう所得証明なり滞納のない証明を求めていると、そういったことを求めることが必要ではないかというのを現場サイドが認識してしまっていて、そういった意味で皆さんにもお願いしているところなんです。時間もありますので、その辺をぜひクリアできるようにお願いしているところであります。

それと、移転費用というのは実は出ます。これは県の基準に従って支払っていくものですが、一概には言えないんですが、結構なちゃんとした金額が出ますので、そういったものも利用しながら対応していただければいいんじゃないかと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） まず最初に病院問題なんですけど、この問題では、二、三年間もう検討してきているわけですから、今の状況ではどうするか、ほんとにもう一日も早い決断を迫られているんじゃないかと思えます。私もこれまで町立病院の財政事情については数字の上で見てきましたが、率直に考えて、今の状態の延長なら遅かれ早かれ行き詰まる可能性の方を強く意識せずにはおれません。そういうことを考えて、町長はいつまでに決断をするのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先日の初日に施政方針でも申し述べましたが、今後の病院のあり方、また方向性、こういうものにつきましては、さまざまな形で検討する審議会、なるだけ早く、新年度に入りましたら早速審議会、人選等を行いまして、審議会も発足させて、早目に検討に入り、そして結論を出していきたいというふうに考えているところでございます。

私といたしましては、やはり頭の中には存続という考えを持っているわけですが、果たしてこの審議会でどのような方向性が出るかということは現在ではわからないわけですが、あくまでも審議会の意見等を十分遵守しながら結論を出していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） その審議会を早急につくるというふうなことでありますが、私はこの病院問題は審議会の意見を聞いて、それから考えるという時期じゃなく、もう一日も早い決断が迫られるのではないかと思います。それで、私としましては、私は病院は存続してもらいたいという立場なんです、1つの例を申し上げます。29年前になりますが、私たちが宮崎市に住んでいたころ、民主医療団体の呼びかけが中心となって、自分たちで運営できる病院をつくらうということになり、賛同者を募ってそれらの人たちの出資でまたさらに賛同者を広げながら、出資者と出資金をふやし、それらの会員が中心となって20ベットの小ぢんまりとした診療所を設立することになりました。命と健康を守るための生活協同組合です。その後もこうした活動を続けながら、会員、患者と医師、職員、事務局がそれぞれの立場から直接間接に協力しつつ運営にかかわってきています。運営上の特徴と言えば、普通の病院経営のほかに保健予防の取り組みに力を入れているということです。健康なときからの健康づくりが基本で、各地域で年に数回の班会を開き、これはお茶の間です。血圧、体脂肪、尿、塩分などの基本的な健康チェックを病院のスタッフに教えてもらいながら自分たちでチェックします。この活動自身、予防を重視した活動ですが、一面ではこうしたふだんからの会員とのつながりが、いざ会員が病気やけがをしたとき、この病院は安心してかかれ信頼できる存在となります。この診療所、約30年近くなりますが、その後どうなったかという、現在は120床のベット数で12名の医師を有する病院のほかに3つの診療所、県内5カ所の介護支援事業と施設面では大いに評価されております。地域的にも現在では本町を含め各自治体に266の班が組織され、かつ、拡大しながら定期的に健康チェックを行うための班会が各所で開かれております。今は宮崎市を中心に、事業所を持つ宮崎生協病院ですが、この病院はいざというときに安心してかかれる病院が欲しいという切実な思いを持った人たちの出資によってつくられた病院であり、現在も発展し続けているシステムであ

るということです。住民参加の病院づくり、こんなシステムによる医療機構が今日では全国至るところで成功裏に定着しつつあります。

私が今申し上げましたのは一例ではありますが、ここから酌み取られるのは、基本的に住民はいつでも命と健康を守ってくれ、安心してかかれる医療機関の存在を心から望んでいるということです。また、財政面でもそのような医療施設ができるということで現実に見合う一定の基金と理解があれば個人個人の協力も積極的に引き出し、発展させていくシステムをつくり出すことが可能であることを教えてくれているのではないのでしょうか。

また、医師の問題では、ベテランの医師不足が叫ばれる一方で、地域医療を目指している若手の医師はむしろふえていると言われます。これまでの町立病院でどんなことが問題となり、改善すべき点は何なのか、検討を重ねることも必要ですが、こうした住民の意識の上に立った経営のあり方についても検討の俎上に乗せ、単に民間医療機関と競合するという面だけを強調するのではなく、反対に民間医療と共同し、むしろ民間医療機関の機能を補充強化するという考えで進めるべきではないかと思いますが、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申し上げましたが、新年度になりまして審議会を早速立ち上げたいというふうに考えますが、審議会の協議の内容、また方針というものにつきましても、現在の病院の現状を維持でいくのか、また診療所方式でいくのか委託方式でいくのか、こういうことがやはり協議会の検討の柱になるんじゃないかというふうに考えているところでございます。そういうことで、何かの形で町立病院は残していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 病院問題では、一日も早い決断をお願いいたします。

次に、教育問題のことに移ります。

先日、三股小学校に行ってきました。開放されていてほっとしたんですが、校長先生の話では、開かれた学校で理想の形ではあるけれど、もし裏の方から、プールのあたりから不審者が入ってきたら率直に言って怖いと話されておられました。特に、朝の職員会議のときは、事務室の3人だけになってしまう。今、義務教育国庫負担削減の中で、学校の事務職員や用務員、教員までが非常勤となっております。三股小でも3人の事務職員のうち2名はPTA雇用と聞きましたが、教職員や警備員の正職員を配置すべきではないのでしょうか。どうなんですか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） お答えします。

先ほど申しましたように、学校を閉ざすということはもう物理的に無理なことでもあります。ですから、学校の中をしっかりとおさめるということがまずでしょうから、それには高性能の防犯ベルの設置とかあるいはトランシーバー、カメラとかそういうものの設置も今後考えていかなければいけないことだろうというふうに思っております。

それでまた、今御質問の職員に関しては、いわゆる県職にかかわることでもありますから、私たち町で配置することは今のところはできません。そういうあたりを町といたしましては何らかの方向で教師が不足するところには補助しているところでもあります。現在のところはそういう形でない採用は難しいということが現状であります。私といたしましては正職員がしっかり配置することが望ましいことだとは思っております。お答えになりましたかどうか。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 町でできないこともあるわけですが、ぜひ県なりに正職員の増員を要望していただきたいと思えます。

次、安全で安心できる学校は、警備の議論だけでなく、子供は町の宝だという思いで育てるために行政や学校、親、地域住民がどうすればよいのか考える必要もあると思えます。町内の危険地図の作成、それから公園とか通学路、暗い道、それらはないのか。歩いてチェックしたのか。それから街路灯が少ないと思うんですが、それと木が生い茂っているところなんかもあると思うんです。そういうふうなチェックする必要もあるのではないかと。ほんとに地域全体、地域住民全体で安全を守っていく体制になっているのか、そのあたりのことをお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 確かに安全面ということで登下校時、特に中学生が部活動を終わって帰るときの暗がりとか他の防犯灯は十分かという点、そうではありません。確かに暗がりもありまして、せんだっての少年補導委員の会でもそのあたりを指摘されているところでもあります。ここは十分今後やっていかないところだろうと思えます。

それから、最近声かけ事案といたしまして、かなり声かけをする人たちが出まして、変な状況にあることはもう御承知のとおりだと思いますが、そういう意味も含めまして、学校ではPTAの方々に登下校時に通りに立っていただく、あるいは帰宅までついていくという学校の取り組みもしていただいているところでもあります。そのあたりは地域の方々に、あるいは各PTA等の会もありますけれども、十分お話をしていきたいというふうに思えます。

中学校の事件後、朝の早朝のとき、いないときでしたから、そのあたりの状況の、職員会議等行われているときの職員の指導、そのあたりもまた十分やっていかないといけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひそういう公園とか通学路のチェックなんかを行政側でして、不備なところはきちっとしていただきたいと思います。

小学校の子供たちがブザーを——子供たちにブザーを持たせているらしいんですが、これなんかもPTAのバザーで購入したと聞きました。やはり何でもボランティアとかPTAとか、そういうふうな形だけで対応するのではなく、子供たちを守るために行政側もほんとにきちっと資金の面でも考えていただきたいと思います。やはり三股の将来を担う子供たちですから、教育にお金を惜しまないでいただきたいと思います。

それと、子供たちがブザーを持っていることを知らなくて、誤ってブザーが鳴ったときに、知らない、何の音かわからないという町民とかいらっしゃるそうなので、やはりそういう広報ですか、そういうふうなこともしていけないといけないんじゃないかなというふうなことを話を——三股小学校の校長先生の話聞いて思いました。

それと、3番目の町営中原住宅の件なんですけど、大体の説明でわかったんですけど、所得証明とかそういうふうなのはどうしても必要なんじゃないかな。

○議長（山中 則夫君） 建設課長。

○建設課長（永田 宣行君） 所得証明の必要性につきましては、先ほども言いましたとおり、後々の、仮に滞納等が発生した場合のこととか考えますと、やはりそういう十分に入居者の仮に債務が発生した場合にかわりには済済をするようなことになってしまいますから、保証人の方が、そういった意味ではどうしても必要であろうと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 保証人、きちっと2人立てていらっしゃるわけですから、その本人と保証人が2人、3人、この3人の人たちが皆踏み倒すというふうな形にはならないと思うんです。だからやっぱり保証人を頼んで所得証明をとってもらおうというのが一番苦になるというふうなことなものですから、そのあたりをやはり、今まで入っていらっしゃる人たちなわけですから、考えて何とか、どうしてもできない人のことも考えていってほしいなというふうなことを思いますが、いかがなんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 建設課長。

○建設課長（永田 宣行君） 建てかえに伴う家賃が上がりますので、当然契約更新ということになります。契約更新する際は都城市とかに聞かしてもやはり契約更新をして保証人もつけてもらおうと。敷金も同様に徴収している。ただ、県が以前、建てかえ事業においては契約更新をしな

い時期もあったそうです。ただ、それが何年か後には、やはりそういうことで、現場ではかえって大変だと、問題が起きているという話とかも聞きますので、今のところ、今言えることは、通常どおり保証人も添えてくださいというお願いをしております。ただ、個別にはまた御相談もあろうかと思えます。その辺は時間もありますから、なるだけ添えてもらう方向でお願いしているところでもあります。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それと、先ほど家賃のことはお答えになってないと思うんですが、1DK、2DK、3LDK、この家賃がどういうふうになるのかお聞かせ願います。

○議長（山中 則夫君） 建設課長。

○建設課長（永田 宣行君） 家賃につきましては、住民説明会でも説明したんですが、決定事項ではまだないんですけど、皆さんが判断するのに必要だろうということで、概略ということでお示ししております。単身者用の1DKで収入によって違うんですけど、約1万6,000円から2万6,000円程度、それと家族世帯用の2DKで約2万1,000円から3万5,000円程度、同じく3LDKで約2万6,000円から4万3,000円程度ということで御説明しております。

それと、家賃が急激に上がりますので、国の方の制度もあるんですが、5年間で家賃が段階的に上がっていきますよという説明をしております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） この家賃を聞いておられますと、今まで6,700円ぐらいだった人が1万6,000円ぐらいに上がるわけですが、1DKの人でも、単身者。年金生活者が多いと思うんですが、どうしてもこの家賃では入居できないというふうな方もいらっしゃると思うんです。

今、去年私頼まれて町営住宅の人がこちらの五本松に移りたいというふうな形で相談を受けたときに、町営住宅から町営住宅は移れないというふうなことを聞いたんですが、今回の場合、もしどうしても新しい住宅には移られないという方がいらっしゃった場合には町営住宅から町営住宅に移ることは可能なんですか。

○議長（山中 則夫君） 建設課長。

○建設課長（永田 宣行君） どうしても新団地に入れないと、都合があつて入れないという方に対しては、町の方で町営住宅をあっせんすることになると思います。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） なるべく今の入居者が納得できるような方向で進めていってほし

いと思います。

次、最後になります。最後の質問のところ、病後児保育の具体的なことはお聞きしましたが、大体のことはお聞きしましたが、もう一度詳しくお願いいたします。具体的にどういうふうな方向でどこら辺に建てられて、お医者さんのあれはできているのか。

○議長（山中 則夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下石 年成君） 池田議員の方からも同じ質問が出ていますよね。通告されていますが、上西議員の具体的にいつから始めるのかという質問でございますが、どうなんでしょうか、この時点でお答えしてよいものでしょうか。いいですか。

これにつきましては、病後児保育事業には2つのタイプがあるんです。方法がございます。児童の保育所かあるいは病院という付設した静養施設、これを設けて実施する方法、いわゆる実施施設型とこういうんですが、それと児童の自宅において保健師を派遣して一時的に行う方法、これを派遣型の方式なんですけど。

当町においては、施設において事業を実施したいということで考えておりますが、そしたらどうした施設で実施するのかということでございます。町長がお答えされましたように6月以降実施に向けて種々検討をいたしてきました。考えられる施設のタイプとして、認可保育園、認可保育園で行うタイプ、そして医療機関で行うタイプでございますが、どっちをとってもメリット・デメリットがあるんです。医療機関で行えばメリットとしてドクターは常に観察できるということでございますが、デメリットとして、昼食等が準備できないんです。保護者が弁当を持参することなんです。保育所でやるとすれば、メリットとして昼食等についてはその病に対しての、応じて準備ができると。デメリットはドクター不在というのがあるんです。

結果として認可保育園で行おうということで考えておりますが、その理由として、保護者サイドの利用度を考えて、食事等は準備ができるわけです。一方、先ほど申しましたように、ドクター不在については、やはり保育園サイドでドクターとの嘱託医として契約をされていますから、そういう部分についてはクリアできるんじゃないかなということで考えています。保育園としても実施に意欲的であるという部分を総合的に考えまして、考慮して保育園でやるというふうに思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひお母さんたちが喜ばれるよい病後児保育を実施して、つくっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで11時10分まで本会議を休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時12分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位2番、大久保君。

〔5番 大久保義直君 登壇〕

○議員（5番 大久保義直君） それでは、通告順位に従ってお尋ねしてまいりたいと思います。

まず、第1点の行財政改革の進捗状況ですが、町長は、平成16年度を行財政改革元年として位置づけされました。そして1年を経過して、17年度を行財政改革実施初年度として表明されております。これまでに組織機構の見直し、それから一般職の給与条例の見直し、収入役の廃止とは申し上げませんが収入役を置かないというような予算執行の見直し等をされておりますが、それなりに一定の評価はいたしております。

合併せずに単独の行政を選択された背景には、町長は不転の改革を実行すべきどんな圧力にも屈しない強い信念を持ってこられたとっております。今後町長の行政改革を進める上で、年次的に、そして具体的にどのような方向で行政が進もうとしているのか、あるいはまた進めようとしておられるのかの考えをお聞きしたいとっております。

まずその1点として、行政改革大綱に沿って改革を進めていく上で、当面3カ年実施計画を作成するとなっておりますが、計画書が策定されているのかないのか。ないとすればいつごろに策定される考えなのかを御答弁をお願いいたします。

次に、合併しない本町の行政機能について、町民の方々からよく聞かれる問題であります。冒頭で申し上げましたが、組織機構と並行して町民に明らかにすべきだと思うからであります。それは、町職員の定数など今後の動向を明らかにして、自立でいく上で、町民に表明することが最も大事なことと思っております。

今までに、北諸に任意合併協議会に伴う、そして町民説明会や本会議において同僚議員の質問等にもありましたように、職員削減に言及されておりますが、今までに明らかにされていないような気がいたします。退職者の補充については原則2分の1、今後1割、2割削減を目標にされているようですが、条例改正を含め今後の取り組む姿勢をお尋ねしたいと思います。

さて、最小限の予算の中で最大限の行政改革の効果を旨として、町民の視点に立って早急に取り組んでいただきたいとのことで御答弁をお願いを申し上げます。と申し上げますのも、町議会議員も賛成多数で18名から12名に削減しました。このことも議員から率先して定数削減して町民の理解を得られるために12名にする条例を可決したわけでございます。あわせて農業委員

会についてもまだ提案はされておりますが、公選法で16名を10名にするというのが提案されております。行政としてもはっきり町民に理解ができる行政改革を早急に進めていただきたいと思っております。

次に、各種民主団体の補助金及び交付金の削減について。まず交付金として一番多い額が2,034万5,000円の行政事務連絡交付金だと思っております。また、自治公民館活動費の「はめつけみまた」地域づくり200万円の補助金等があります。全体で何数の団体に補助金及び交付金を援助しているのか、その額は幾らになっているのか。また、昨年度よりどの程度の減額で、全体で何%の減額になっているのか。

この制度については非常に各種団体の不安もあるようでございます。しかし、行財政改革の一環でありますので仕方はないと思っておりますが、これは町民で痛みを分かち合い御理解をいただくという思いからこの削減効果もあると思っております。

次に、公用車の集中管理についてお伺いをしたいと思います。公用車の集中管理の取り組みについては、私が一般質問を出した後に「みまた広報」3月号で出ておりましたのでよく理解はできるんですが、次の二、三点をお尋ねしたいと思います。当初予算の中に、公用車購入費254万円が計上されております。これについては1台なのかあるいは2台なのか、広報誌に載っている電気自動車、いわゆる低燃費車を購入するというふうに書いてありますが、この点についてお尋ねをしたいと思います。

次に、一般的に使用する22台を試験的に集中管理すると言われているが、今後何台ぐらいを段階的に削減していくのか、そう極端に段階的にといても削減はできないと思っておりますが、これについてもお伺いをしたいと思います。

次に、公用車の新車購入と整備の発注等についてお伺いをいたします。地元の自動車整備工場も各種類の車を代理販売とする看板がかかっているのは御承知のとおりでございます。新車購入は地元業者にも発注できないのか、このことは以前から地元業者からも購入してほしいという要望があったようであります。いまだに実行されておられません。その理由を教えてくださいたいと思っております。

自動車の整備は地元業者に――特殊車を除くと申しますか、全車両は発注されているのかどうかお伺いいたします。

あとは自席にしてお尋ねしてまいりたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、お答えを申し上げます。

まず①の行財政改革の進捗状況ということでございますが、質問も大変多岐にわたっているようでございます。具体的なことにつきましては担当課長の方から答弁をさせたいと思います。

行財政改革につきましては御承知のとおり昨年の4月に行財政改革大綱を改定いたしまして、その基本方針に基づきまして今年度新たに、行財政改革元年と位置づけてさまざまな見直しに取り組んできたところでございます。特に今年度は、16年度は重点的に見直す項目を掲げ、4つの専門部会で検討をしてきたものでございます。第1部会におきましては、行政の組織機構の見直しによる人件費の削減を初め、第2部会におきましては事務事業、第3部会におきましては公共施設の管理運営、第4部会につきましては町立病院の健全経営等について、それぞれ見直しについて取り組んできたところであります。

したがって、その見直しの進捗状況を各部会ごとに申し上げますと、第1部会におきましては、行政組織機構は17年4月実施を予定をいたしておりまして、また特別職等各種委員の定数見直しについてはそれぞれ委員会の委嘱期間が異なることから、期間満了時に見直すことといたしております。

また、第2部会におきましては、敬老祝金支給事業を初め寝たきり老人等介護手当、公立公民館の管理、それから公用車の集中管理、使用料及び手数料などを4月から見直すものでございます。

また、第3部会におきましては、公共施設の総合的な管理について検討した結果、体育施設の屋内屋外を初め地区公民館や公園、道路等の施設貸し出し、かぎ管理、維持管理等について1つの係、施設係で対応できるように見直すものでございます。これも4月から実施の予定でございます。

一方、第4部会におきましては町立病院の経営が厳しいことから、病院経営のあり方について検討を重ねる中で、医師が退職され、診療に大きな影響を来しております。そういうことで協議を休止し、医師確保に努めているところでございます。したがって、病院のあり方等につきましては今後も協議し、さらに病院の将来を検討する審議会を新設いたしまして、十分な協議検討をしてまいりたいというふうに考えております。

また、現在も廃止路線代替バスの実態把握や今後の3カ年計画等について検討しているところでございます。

行政改革は厳しい財政状況の中では避けて通れない喫緊の課題でありますので、住民の理解と協力を得ながらさまざまな見直しを図り、健全な行財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

そういうことで、17年度を実行の初年度と位置づけまして、17年度から段階的にこの行革を実行していくところでございます。今後の行政改革の計画等につきましては現在主管課の方で

検討をいたしております。後ほど主管課長の方から説明をさせたいと思います。

なお、今回の行政改革の計画等につきましては、「広報みまた」等でその都度紙面によって広報をいたしておりますが、またいろんな会合でも機会あるごとに行革に対する考え方等について説明をしていきたいというふうに考えております。

また、公民館等の交付金等につきましても主管課長の方から説明をいたさせます。

それから②の公用車の集中管理についてでございます。先ほどもるるおっしゃいましたが、本町の公用車の台数は90台で、バス、消防車、ダンプ等の特殊車両を除くと58台が各課に配属されております。14年度からフロア単位での集中管理方式を施行してきたところであります。今回の機構改革に沿って、行財政改革の一環といたしまして公用車のより一層の有効活用を図り、経費節減に結びつけるため、庁舎外の施設への配置台数18台を除き、41台を分散、各課配属と集中管理方式に切りかえようというものでございます。つまり、各課には必要最小限の19台を配置し、それ以外の22台は総務企画課で集中管理をして、必要に応じて貸し出していくという計画でございます。これによりまして公用車の利用状況を的確に把握し、公用車台数の計画的な削減に結びつけようという考えでございます。

なお、町内の業者に云々ということがございましたが、これらについては財政課長の方から説明をいたさせます。

○議長（山中 則夫君） 企画調整課長。

○企画調整課長（和田 輝義君） 行政改革についての3カ年の取り組みということで質問がございましたが、今現在、行財政改革については7つの項目ですね、大綱を定めておりますが、その7つの項目によって基本方針をそれぞれ定めておまして、その7つの項目の中に具体的な方向性というのを出してあります。これに基づいて今後3カ年で実施していくというような形になるかと思っております。この作業については今各課それぞれが見直しの項目を上げていただいている段階でありますので、今月末で大体そのまとめが終わるんじゃないかなというふうに思っております。

また、この3カ年については、今回の大綱に基づく3カ年計画だけではなくて、以前からも3カ年の見直しをやってきました。それで、改革元年という考え方で3カ年をつくったということではありません。これまでもやはり3カ年の計画については見直しをしながら取り組んできたという状況です。

今回は特に改革元年ということでありますので、すべての面について見直しをすると、見直しを図っていくということになりますので、各課それぞれ見直し事項がどういう形で上がってくるのかというのもまた検討しておりませんので、今年度17年度からは特に大幅に見直しする件というのは、今現在、途中の中ではバス路線ですね、こういう問題とかあるいはまた今後の中ではごみ問題とかいろんな見直し、改善すべき点が多々ありますので、そういう問題をやはり継続し

ながら見直していくというような形になろうかと思えます。

それと、町民の方々からよく、町民への周知が遅いというような形も先ほどありましたが、非常に議会の議決をもって町民の方には周知していくということから、そのあたりを行革の推進委員会で決定されてもやはり議会に報告して、その決定を見た後町民には周知するという方法を考えておりますので、3月の広報あるいはまた4月の広報というような形で今後は町民に周知していくというふうに考えております。

それと、補助金の見直しというのがありますが、非常に補助金については行政改革の中ではなくて補助金負担金審議会というのを庁内の中にあります、こういう中で一応、やはり基本的には行財政改革の一環ということもあわせて、3%の見直しということで、どの事業についてもやはり3%の削減をしたところでもあります。その額については、件数と額については非常にここには資料を持ってきておりませんが、相当な額で効果は出ているようです。

ただ、補助金の削減だけでなく、新しい事業についてもやはりその投資効果なり補助を出す公益性の問題ですね。こういうものをやはり基準にして、どうなるかというのを判断して今までやってきておりますので、やはり今後もそういうふうな形になろうかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 財政課長。

○財政課長（木佐貫辰生君） 補助金負担金関係につきましては、事務局が財政課ということになっておりますので、17年度と16年度の比較という形で御説明申し上げたいと思えます。

17年度が95件の1億8,935万円ということで、全体的な補助金交付金を決定いたしております。16年度の当初予算は100件の1億9,053万6,000円ということで、削減額としまして118万6,000円、率にしまして0.6%の削減という形になりました。というのは、先ほど企画課長がお話ししましたが、3%削減ということで各課が主管する、所管するところの補助金について各課の方で3%削減での要求ということをお願いしておりますけれども、この3%を達成してないということは何故かといいますと、新規関係で、去年は当初予算で県費補助ということで、新世代地域ケーブルテレビ、こちらの方は県費の方が上がっておりますけれども17年度は新規ということで町単独補助金ということで1,150万円、これが増になっています。それから、単独補助金でデイサービスセンターですけれども、そちらの方のトイレ改修、そういうのが補助金で社会福祉協議会の方を事業主体としてやっていただくということで、400万ほどつけております。そういうふうに16年度と17年度を比較して、単純に数字だけじゃなくて、やはりそういう新規関係も出てきますので、そちらも配慮しながら、そして3%の方の実現も図っていくということで取り組んでおります。そういう意味合いからしまし

て、118万ほどの削減効果があったということでございます。

団体数についての、民主団体数についての御質問ですけれども、この補助金はなかなか多岐にわたっておりまして、民主団体の範囲、民主団体どのようにとらえるか、これはもちろん難しいところございまして一概には言えないですけれども、先ほど言いましたように一応、補助金を1件と考えれば95件、昨年が100件、そしてことしが——ことしといいますか17年度が90件ということで、5件ほど削減してきているという状況です。団体数としましては——団体数といいますか、補助金の対象が個人であったりあるいはいろんな営農団体だったり、あるいは水道関係の組合とかいろんなもの多岐にわたります。そういうのでも拾っていきますと約570が対象になっているということになります。

それから、公用車の集中管理の方の御質問ですけれども、今回の当初予算で254万、新車購入を予定しておりますけれども、これはプリウスといたしまして、現在1台ございますけれども、そちらの方の購入を図ろうかということで、これも先ほどお話がありましたように電気自動車とガソリン車の併用でございます。大変低燃費ということで、そしてまた京都議定書の関係も含めて、そういう方向への車の切りかえの流れもございまして、90%起債が起こせまして、そのうちの2分の1は交付税対象いう形で、非常に有利な財源でございましたので、そちらの方でのプリウスの購入をはかっています。

さらに、先ほどありましたように集中管理することによってできるだけ公用車の削減を図っていくということ、来年度一応4台ほど削減を図っていくかなと。ただし、今回多世代交流センターができます。そちらの方からもやはり職員配置がありまして公用車の要望があったわけなんですけれども、そちらの方も運営状況を見ながらということ、廃車予定の車をそちらの方に回していくか、あるいは集中管理の方に回しながら、集中管理の車を向こうに回していくか、そういう形で当分の間は新車購入は控えると。それ以外の新車購入は控えるという形で、その運用状況を見ながら車の段階的な削減を図っていくというふうに考えているところでございます。

それから、新車購入についての町内業者の件ですけれども、新車購入につきましてもできるだけ町内業者を含めて、その購入先は限定はしておりませんが、こういう入札といいますか、競争になりますので、そのあたりで今まで太刀打ちできなかったんじゃないかなというふうに思います。以前に町内の業者の方々も参加して入札されたという話を聞いておりますけれども、昨年、一昨年ですか、昨年は公用車購入がございませんでしたけれども、町内業者の方々に声をかけても参加していない状況があるんじゃないかなと思います。できるだけ門戸は開放したいというふうに考えています。

それから、整備関係についてはもう地元優先という形で地元の整備会社、車検等修理関係すべ

て、ある程度平等になるような形での割り振りをしながら取り計らっているところでございます。

以上です。終わります。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（5番 大久保義直君） まず、大綱の実施計画ですが、私も資料をここに持ってあります。年次的に大綱の内容を修正していくということでございますので、やはりもう16年度からもこれは実際には取り組んでおかなければならない問題だったと思っておりますので、できるだけ早急に策定していただきたいと思っております。私たちも大綱を見て、やはりいろいろと町民にも説明をしたり呼びかけていくわけでございますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思っております。

それから、あわせて定数の問題でございますが、16年度の4月1日で職員数はこの大綱でいきますと208名になっておりますね。町立病院数がこの中に31名が含まれておりますね。そういうことで、私が聞きたいのは、退職者数は前に和田課長が説明したと思っておるんですが、24年度までに退職者の補充については2分の1をすると、何名やったですか、これ。（「32名」と呼ぶ者あり）32名。（「32名の2分の1です」と呼ぶ者あり）わかりました。

それで、この問題については、もう椎葉村なんかは、すぐ即刻もう補充はしないということは記事で、新聞で載りましたですね。私は前から和田課長には、補充はしないで、そしてできるだけ今の職員体制で取り組んでほしいというのは、全協でもここでも申し上げたと思っております。そういうことで、ひとつ町長でもいいですけれども、担当課長でもいいですけれども、やはりどうしても2分の1を補充をしなければいけないのかどうか、町民の声も先ほど申し上げましたけれども、やはり町長の施政方針にもものっておるように、行政と町民は痛みを感じて今後執行しなけりゃいけないということを強くうたってあるんです。その辺をもう少し検討する余地はないのか、どちらでも結構ですが、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 企画調整課長。

○企画調整課長（和田 輝義君） 職員の定数問題というのは、今の大綱の中では平成4年に多分223だと思います。そして今現在208という形で、これについては全体の数字になるわけですが、ただ先ほど説明したのは32名の16名と、これは普通会計の中です。それで、企業と特別会計を合わせれば24年までに41名が退職していくという数字になります。それで、大体その2分の1しても20名というような感じになるわけですが、ただこの定数問題についてはですね、今、広域圏の一部事務組合、これは都北衛生センターを都城市の合併のからみになるんですけれども、まあ三股町に、三股町の職員とするというような形で打ち出しされております。これは合併の議論の中で出てきてる問題ですけども、今後はやはり1市4町が合併した、すると仮定した場合の中で広域の取り組み事業として職員の問題も当然絡んできて協議が必要に

なると思うんです。そういう中で今の定数の見直し等についてはやはり今後の状況に応じながら検討せざるを得ないんじゃないかなというふうに思っているところです。

それで、今の中で非常に2分の1補充がまだ厳しくてもいいんじゃないかという考え方もありますけれども、今の現在の段階でも非常に各町の行政区域内、人口1人当たりの職員数というのを比較してみても、非常に三股は規模からいった場合に職員が少ないんです。それを、さらにまだ見直しを今やっている状況ですから、非常に厳しさは出てくるなというふうには思いますけれども、そういうもろもろの案件がありますので、そういう問題をやはり今後十分協議しながら検討していかなきゃならないというふうに思っています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（5番 大久保義直君） 今、和田課長が職員の定数については、三股は少ないというようにことを言われましたが、一つ例をとって説明をしたいと思います。

私は、3月11日、委員会が休会ございまして、清武に8時30分におうかがいしました。議会事務局やら、総務課内藤さんですが、これを申し上げますと、清武町は三股町より約5,000人が人口が多いということです。2万9,000人を超すわけですが、町長部局は、清武町は120名なんです、町長部局は、ぐらいで120名で、三股町は、町長部局が139名です。清武町は、町長部局は120人、三股町は139人、三股町が19名も多いんです。そして、町立病院はもちろん清武町はございませんので比較はできませんが、そういう現状が出てる。私はこのことについては、先輩、あるいは退職した後輩が、「清武町はな、職員数は少ないということやったから行ってみなさい」というアドバイスを受けましたので、委員会が幸いにして休みでございましたので行きましたが、こういう現状でございます。

それから、清武町は、もうこういうスタートをやるということで、行政推進体制の組織図、もうこういうものをびしゃっとつくっております。それで、清武町は、うちは対策監ですけども、あそこは部長制をしくと。これは、新聞やいろいろと聞かれたと思いますが、部長制が7名です。こういうことまで、もうちゃんとできておるんです。だから、三股も、やはりこういう組織図をつくっていただいて、そして、やっていただきたいなと思っております。

次に、退職者の補充についてはよくわかりましたが、できるだけ、町民に理解が得られるような定数をやっていかなければ、町長が幾ら頑張ってみましょう、頑張ってみましょうというたつて、やっぱり職員みずからが、そういう町長の姿勢に理解ができるような定数を定めなければいけないと、私は思っておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それから、補助金等については、和田課長なりに、あるいはまた木佐貫課長なりに説明がございましたので、ひとつこの点についても、先般、補助金は減いげななということやったから、減

りますよと。これは、お互いに痛みを感じなければ、自立でいく町政はやっていけないんだというようなことを説明して、そうだなという一定の理解は得られておりますので、その点についても、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それから、公用車の問題です。これは、最後に申し上げました。自動車の整備については、全車両が町内で発注して整備をされておるということですが、新車についてよく聞かれるんですよ。なぜ、トヨタとか日産とか会社組織で入札をすれば到底負けるんだと。これは、もう木佐貫課長が表明されたとおりでございますが、やはり、私たちも、業者の人たちも、できるだけ地元で発注していただきたいと。向こうにやったって少々の値段で、我々税金も納めてるんじゃないか。いろいろと言われるんですよ、僕らにも、私も行政におつきなめ、皆さんと立場同じでした。しかし、私は今町民の立場から申し上げるわけですが、ひとつこの点についても、やはり十分内部で検討して、できるだけ町内に発注ができるように、業者に建設業とか、そういうものについても、できるだけ地元、地元というじゃないですか。やっぱりこれも一つの業者じゃないですか。そういうことをひとつ理解をいただいて、発注をしていただければありがたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

.....
○議長（山中 則夫君） ここで昼食のため、午後1時15分まで本会議を休憩します。

午前11時50分休憩

.....
午後1時15分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩以前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位3番、池田さん。

〔8番 池田 克子君 登壇〕

○議員（8番 池田 克子君） 通告いたしました地域交通機関運行対策についてと、福祉対策についてお尋ねいたします。

時のたつのは早いもので、私が平成14年12月の一般質問で、廃止路線代替バス運行の見直しについて申し上げてから早や2年が経過いたしました。その間、3番議員からも質問されましたが、いまだにその進展の結果が見えていないのは、いささか残念であります。

相変わらず、当初予算に廃止路線代替バス運行費補助金2,111万6,000円、うち半額は県補助がありますが、町単で長田地区通学費等補助金430万9,000円とあります。緊縮財政を打ち立てながらどこが見直されたのでしょうか。今後を懸念するものであります。

たびたび申し上げますように、国土交通省は平成14年2月1日より、乗合バス事業の規制緩

和をいたしました。地域協議会の協議結果に基づき、地方公共団体がみずからバスの運行を行うことができるようになったのです。

前回の答弁では、今後いろんな各施設の充実整備がなされたあかつきには、総合的な考え方に立って検討すると言われました。また、利用者の実態を調査したいとも言われております。

役場、文化会館、新設の多世代交流センター、そして、南北の地域等々交通のアクセスが全くありません。アクセスがないのにどう利用できると言われるのでしょうか。実態は明らかであります。

宮交は既に廃止路線であると決定づけているのであります。この辺で廃止路線代替バス運行の見直し時期が来ているのではと思いますが、町長の御所見をお伺いいたします。

次の白バス導入についてであります。前回、3カ所の先進地視察に行った内容について詳しく述べましたが、地域性、条件等に応じて利用された道路運送法はそれぞれでありました。宮崎県高崎町、福岡県行橋市は、同法第21条第2項の一般貸切旅客自動車運送事業の乗合許可によりました。これは、一部利用者への負担を求めつつ、地方公共団体が委託、または補助等により参画を行うとあります。いわゆる乗合タクシーの利用です。委託を受けたタクシー事業者が行うもので、乗合バスのように利用者を乗り合わせて運行するものです。乗車定員は10名以下の車両に限られます。タクシー事業者が名乗りを上げればわりかし簡単に実施できるようです。

福岡県豊前市では、同法80条第1項の許可であります。これは、地方公共団体がみずからバスの運行を行うとあります。いわゆる白バスであります。公共の福祉を確保するため、やむを得ない場合には許可を認めているのです。豊前市営バスは、ワゴン車3台とマイクロバス29人乗り2台でスタートし、総便数も大幅にふやしました。運転手はシルバー人材センターを活用し、人件費も極力抑えられております。運営も当初予定よりスムーズに行き、好調な滑り出しだと聞いておりました。

道路運送法第50条第2項に、地域協議会の協議が整っていることが条件にうたっておりますので、実施されるまでには住民の方を含めて、地域バス路線対策協議会を立ち上げられて十分な審議をされたようです。

当町の住民の方々もいろいろ不便を感じながら、足の確保を希望されておられます。早期に地域協議会を立ち上げられてどのような方法がベターなのか種々検討していただきたいものです。

私は、利便性として、白バスの導入を希望しますが、町長はいかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

次の福祉対策の中の乳幼児健康支援一時預かり事業の計画についても、平成13年9月の一般質問で申しましたので再質問になります。また、今回、3番議員より、同質問と同じ趣旨で先ほど質問されましたが、私も通告いたしておりましたので、二、三お尋ねいたします。

この事業の詳細については、前回は詳しく申し述べましたので割愛いたします。

国の新エンゼルプランでは、この補助事業を平成12年度から平成16年度の5年間で実施とありました。4月からは17年度であります。国は、新エンゼルプランを17年度より5年間次世代育成支援対策交付金という名称に、補助金を交付金に切りかえました。聞くところによりますと、国から直接実施する市町村へ交付されるとあります。今まで、国が4分の2、県4分の1、市町村4分の1だったと思いますが、県の4分の1が抜ければ、市町村は4分の2の負担となるのでしょうか。もし、そうだとすれば、平成13年度に質問申し上げた中で、手を挙げられている保育園がありますよと打診したときに、早期の実施をすべきであったのではと残念に思っております。

しかし、ただ、今回、その保育園が有力依頼先とお聞きしましたので、少しは報われたのかなとうれしく思っているところでもあります。

しかし、6月下旬に計画書を出して、18年度実施となれば、随分遠回りしたものだと二転三転した執行部のやり方にどうもすっきりしないのも事実であります。

実施されるとするならば、最大限の協力を願いたいと思いますが、町長はいかがお考えになれますか、お尋ねいたします。

次に、実施計画の内容に関連しますが、国は幾ら交付するのでしょうか。自治体の負担は幾らになるのでしょうか。また、施設整備費と事業運営費は幾ら交付されるのでしょうか、あわせてお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げます。

地域交通機関運行対策について、①の廃止路線代替バス運行の見直しについて、白バス導入への検討はされたかということでございますが、関連がございますので、一括して答弁を申し上げたいと存じます。

本町の公共交通機関は、路線バスとJR日豊本線がございますが、両機関ともに利用者は減少傾向となっているところであります。中でも、路線バスは現在3路線が運行されており、いずれも廃止代替路線となって、県と町の負担によって路線の維持に努めている状況下でございます。その路線バスも、沿線住民の生活路線であり、特に通勤者や生徒、高齢者と、いわゆる交通弱者にとっては必要不可欠な存在であることから、現在も存続をしているところであります。

しかしながら、現在のバス路線は利用者の減少によって廃止代替路線の負担も増加傾向にあること、また、行政区域内を東西に運行されていることから、交通弱者にとっては、南北の地域、

及び役場、文化会館等の公共施設等への利用に不便を来していることも考えられることから、路線バスの利用者と公共施設等において、バスの利用に関するアンケートを実施したところであります。

したがいまして、今後はそのアンケートを分析し、バスの運行見直しについてはさまざまな問題がありますので、今後十分に検討をしていきたいというふうに考えております。アンケートの結果につきましては、担当課長の方から説明をお願いいたします。

次に、福祉対策について。乳幼児健康支援一時預かり事業の計画は実施されているのかということでございます。乳幼児健康支援一時預かり事業、すなわち病後児保育事業は、先ほども3番議員の質問にお答えいたしました。平成18年度から実施する予定でございます。その事業の目的は病気の回復期にある児童を施設で一時的に預かることによって、保護者が安心して働くことができるよう、子育てと就労の両立を支援するものでございます。

②上記実施計画の内容について。計画の内容であります。実施施設につきましては、町内の認可保育所の一つを予定しており、職員は看護師もしくは保育士等の1名を配置し、定員は1人でスタートし、開所日時等につきましては、実施施設との調整もございまして、今後検討してまいりたいと思います。

事業費、また補助金等につきましては、担当課長の方からお願いを申し上げたいと思います。

以上で回答いたします。

○議長（山中 則夫君） 企画調整課長。

○企画調整課長（和田 輝義君） バスの利用者に関するアンケートの実施、これについて報告をさせていただきたいと思っております。まず、バスの利用者がどのような状況でバスを利用されているのかというのを、一応調査をしました。これについては、昨年10月の22日から28日までの1週間にわたって、パート2名を雇用して、そのバスに実際乗っていただいて、乗車されている方の問題、いろいろと聞いて調査したというような状況なんです。

それで、まず、都城から政矢谷行きというのがございまして、この役場前を通ったり、あるいは中央通りを通っていくバスなんです。これの1日の平均利用者が78.6人というふうに実数が出ました。1週間の1日当たりの平均が。それで、1便当たり4.4人の乗車率というふうになります。

それで、ここは、往復10便という形ですから、1人当たりの公費負担を計算してみますと、605円42銭という数字が出るようです。それと、また、宮村小学校の下から中郷を通って都城駅の方に行く、向かうバスがあるんですが、ここの調査が1日当たりが14人の利用者、それで、1便当たり0.5人という状況です。それで、利用者1人当たりの公費負担額が989円

98 銭という数字です。それと、あと都城から蓼池、山之口を通るバスがあるんですが、これについては、調査をしておりません。非常に少ないのではないかなというふうには思っております。

それで、利用者の意見としては、非常に現在乗っていらっしゃる方については、廃止されては困ると。非常に乗車の目的としても、病院に通院する、あるいは買い物とか、通学とかそういう問題で利用されているという状況です。

それと、今度は、公共施設の調査をしたんですが、病院と健康管理センター、それに図書館、それと JR の三股駅、役場、それと、10 月に社会福祉大会というのが文化会館で行われました。その会場でアンケートにお答えいただくという方式でしたところなんですが、これが、もう全体数が 526 人の調査になったようです。それで、年齢区分からいきますと 20 から 40 とか、あるいはまた 50 歳から 60、70 歳以上ということで、大体 20 歳から 40 歳が 126 名、それから、50 から 60 歳が 166 名、それと、70 歳以上が 234 名という対象者でありました。

それで、今現在、そういう公共施設にどういう手段で出向かっているのかという、その移動手段をお聞きしたところ、自家用車と運転、自家用車を運転してきてというのが 268 名の 50.9%、それと、家族に送ってもらっているというのが 84 人の 16%、それと、自転車とか徒歩、これが 125 名の 23.8%。それと、あとはバスとかタクシー、こういう乗り物で来ているというのが 49 名の 8.3%です。

それで、そういう人たちに対して、今後、巡回バスなり、あるいはまたコミュニティバスを町で運行した場合に、利用するのかもしれないのかというのをやはりお聞きしてるんですが、この中で利用するというふうに答えていただいた方が 204 名の 38.8%、利用しないという人が 234 人の 44.5%、わからないという方は 88 人の 16.7%、非常に、今後バスを巡回させた場合に、利用しないという人が若干上回ったという数字にはなっておりますが、非常に意見としては、やはり病院の通院とか、あるいは買い物、公共施設への用件なんかで利用したいという方もいらっしゃるわけですが、今の現在では、元気であるから利用しないと、今後、体が弱ってくれば利用したいという方が、やはり意見としては述べられたようです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下石 年成君） 質問の中で、国は幾ら交付をするのかということのソフトの部分だろうと思いますが、それと、施設整備にはどうかということでございます。これにつきましては、16 年度までは乳幼児健康支援一時預かり事業ということで、補助事業として国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、町が 4 分の 1 ということで補助していたんですが、言われますように、17 年度からは交付金という形で交付されるわけでございます。

今までの国の2分の1相当分が交付金になると思いますが、問題として残るのが、やはり県が負担していた4分の1の部分がどうなるのかなという部分がございます。これについては、児童家庭局の方として、補助裏として同額の額を交付していただきたいということで、今要望をされているようでございます。

そういう状況でございますが、金額はどうかということでございますが、まだ見えない部分がございます。交付金ということでございますので、今までの、16年度までの事業としましては、基準額として、市町村事務費として62万1,000円交付されると。そして、この事業については、A型とB型というのがあります。そして、A型というのが定員が4人以上と、そして、職員が2人体制ですよということなんですよ。これについて660万4,000円交付しますということです、A型の場合。B型が、定員が2人以上、職員が1人ということでございまして、町としては、このB型をやりたいということで、今考えているんですが、この場合が435万3,000円ということです。この部分について、今までの国の負担2分の1相当分の交付金かということになります。そして、県の4分の1の部分が、先ほど申しましたように補助裏として交付されるのかどうかという部分が疑問がございますが、その分が残されております。

それから、施設の部分ですが、施設に対する補助という部分については、町としては、箱物につきましても、補助については考えていないということでございます。と申しますのは、保育所の施設等補助につきましても、従来、児童福祉法で示しておりますように、国が2分の1、県が4分の1、そして、事業者が4分の1ということで、負担として示しております。町の負担ということは示されておられません。

一方、運営費としましては、ソフトの部分でございますが、これについては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということで、町の負担も示しております。

そういうことで、運営費としては、保育所で働く保育士、そして、あるいは入所児童の食費と、これにつきましては100%公費で負担しているわけでございます。しかし、施設費については、町は負担という部分は示していない状況なんです。

そういうことを考えますときに、やはり病後児保育の施設については、補助は考えられないということでございます。

ちなみに、一つの保育園と町長が申されましたが、この保育園は稗田保育園でございます。稗田保育園は、15年度に特別保育事業として、「稗田のもり」というのを新設をいたしております。そういう部分も含めて、稗田保育園で実施したいということでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） ありがとうございます。1について再度お尋ねいたします。

平成14年2月より乗合バス事業が規制緩和されたということは、地方分権推進委員会の意見を受けて、これが実施されたということを知っております。ですので、今時代は地方にあるわけであり、当町の乗合バスの形態では、もう十分御承知のことではございますが、やはり、片手落ちじゃないかというのは、もう本当に皆さん御存じのとおりでございます。ですので、町民のニーズに応えるためにも、地域協議会を立ち上げて、みんなの知恵を集めたいと思います。

先ほど、アンケートについても答弁いただいたわけですが、やはり、私が最初申し上げたように、現在の形態ではとてもじゃないが、利用度が少ないのは当然であります。ですので、こういう形にしたらかどうかということを、私も質問の中で申し上げておりましたが、確かに、ニーズとしては今後大体半々ということをおっしゃいましたけれども、高齢化社会になっていけば、当然私どもも運転免許を持っているもんでも運転ができなくなるとすれば、当然、その利用率は高くなるというように思っております。

それと、地域協議会というのが、私再度、口をすっぱく言っているのが、ここの条件の中で、この地域協議会のそういう意向を受けなければ、また、この白バスの運営はできないということに条件がついてるようなんですね。さっき申し上げましたわけですが、道路運送法の第50条の第2項に、地域協議会の協議が整っていることが条件になっているわけなんです。ですから、地域協議会という協議会を立ち上げていただくということが、まず第一のスタートじゃないかと思っております。

ちなみに、豊前市では、地域協議会のメンバーとしまして、議員が2名、そして、市民代表が9名、各地区からちゅうような感じだと思います。それに、商工会議所、あるいは老人クラブ、あるいはその辺の、これは保育園の先生も入っていらっしゃるようですけど、それと、行政代表、これが6名、そして、今までお願いしてた2部バスっていうところからも2人来ていただいて、地域協議会を立ち上げられて、そして、この結果として、こういう白バスの運営に至ったということみたいなんです。

ですので、この地域協議会っていうことを、ぜひ立ち上げていただきたいと思うわけですが、町長の御所見をもう一度お尋ねしたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 実は、この協議会ですが、宮崎県バス対策協議会と、そしてまた、都城地域分科会というものもあるわけではございます。その中で、今までも十分検討されている経緯があるわけではございますが、今後、さらにこういう協議会または分科会等通しまして検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 県のそのバス対策協議会というところが当然どこもあると思うんですけど、これは、さっき申したように、その地域の中での協議会のメンバーですから、ちょっとまた意味が違います。

○議長（山中 則夫君） 企画調整課長。

○企画調整課長（和田 輝義君） 今のバスの地域協議会というのは、この都城、先ほど町長の方から答弁がありましたように、宮崎県バス対策協議会都城地域の分科会というのがございます。ということは、この分科会の承認を得ないと三股町で運行できないというのがあるわけです。それで、まず、これはどういうことかといいますと、やはり、各町間でバスが連結して運行してるというのがある関係で、やはりそれぞれの団体でやはり廃止するというにはならないと。あくまでも、三股から山之口まで行く、あるいは都城から蓼池通って山之口行くまでに、三股の間を廃止する場合には、やはりそういう広域的な協議で承認を得てどうすべきかというのを協議が必要だということで、あくまでも、これは地域のバスの運行関係で、当然、今三股の場合には、赤字路線として、もうバスは廃止しますよという形で、逆に町からお願いしてる、運行をお願いしてるという実態でありますので、これについては、あくまでも、宮交としては、採算部分は十分とれてるんじゃないかなと。結局、その運行経費に対して不足するものを県と町が負担しているという実態ですので、これをまたさらにコミュニティバス、あるいはまた巡回バス等を計画するならば、やはり、その地域の問題で協議が必要だということです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 確かにおっしゃるとおりで、ぷつと切るわけいきませんので、連携というのは当然必要でありますし、そういう協議会等を当然踏まえながら、そして、さっき私が申したのは、独自の協議会をもう一つ設けてほしいという意味合いでございますので、ひとつ御検討をいただきたいと思います。

御存じだと思いますが、去年9月です、高千穂町がマイクロバスを7台で白バスを運行しておりますが、これを実施するに当たりまして、コンサルタントに委託して試算したときに、従来の運営費より半額になるというのが出たということだそうです。ですから、アンケートも大事ですけども、やはり試算、こういうコンサルタントなんか頼んで試算をしてみて、そして、その中からの検討というのも必要かと思いますが、町長の答弁をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど主管課長申し上げましたが、県のバス対策協議会の中の都城地域

分科会、その中でいろいろと協議をしてこの承認が必要になってくるわけですが、その中で、その目的、運行計画、路線と便数、運営方法、車の購入、これらについていろいろ協議をするというふうなことになるわけですが、今後、こういう協議等通しまして、検討していきたいというふうに感じております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 検討という言葉はいい言葉でございまして、なかなか結果の出ないのが検討じゃないかと思っておりますが、ほかの案件の中でも重要だと、改革の中でも重要なポイントを占めてるというのを、別なところでもお聞きしてはおりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

次の2番の乳幼児健康一時預かり事業についても、これは3番議員も言われて、その結論としてはもういただいておりますので、もうぜひこれも実施されるということで期待いたしております。

この事業に関して、もう一つだけお尋ねしたいことがあります。それは、三股町内だけの受け入れになるのか、あるいは町外でも希望があれば受け入れていただけるのか、ちょっとその辺もお尋ねしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下石 年成君） 町内だけなのか、町外も受け入れるのかということでございますが、今のところ、基本的に町内だけだというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 病後児ということで、子供たちにとっては特殊です。本当にみんなと一緒に遊びたいけど遊べない。だけど、そういう子供たちのためにも、こういう施設で預かっていただけることは、本当に親も安心だし、子供も安心してそこで保養ができるということで本当にありがたいと思っております。

県の中でも本当に数の少ない施設でございますので、今回、当町がこういう形で実施していただけるということは、本当にありがたいと思っておりますし、できればでございますけれども、今後、どうしても、例えば、もう三股と都城は、もう本当にどっから都城かわかんないぐらいの隣同士のみちでもございますし、その受け入れについても寛大に考えていただければ幸いかなと思っておりますので、今後ぜひ検討をいただきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） 発言順位4番、中石君。

〔11番 中石 高男君 登壇〕

○議員（11番 中石 高男君） それでは、通告に従いまして質問してまいりたいと思います。

まず、人口増政策のため道路整備、または宅地開発促進についてお伺いしたいと思います。

最近では、特に各町村で合併協定書の調印が新聞紙上を賑わせておりますが、我が町は当初から自立を表明しており、町民からは自立をやっていけるのだろうか、財政面では大丈夫だろうかという心配する声をよく聞いておりますが、行政ではこのような町民の声の解消や国際化、情報化、高齢化社会に対応するためにも、町民優先に考えるべきではないか。今後は、特に地域それぞれの特殊性や多様性を競いながら、地域自治の原点に立っての地域づくりが要求されるのではないかと思います。

そのためには、行政改革とともに財政改革が必要であり、しかしながら、財政面での現状は法人税や所得税の減税対策によって、地方交付税総額の減収により地方財政に及ぼす影響は図り知れない厳しさを増すものと思われま。

その解決策には、単独事業財源をどこから捻出するかなど、一段と効率的な事務事業の推進が要求され、それに単独財源確保が求められる時代ではないかと思います。

今までの都市計画事業は、車社会優先のもとで道路が整備されてきたが、今後は都市計画の目標を掲げ、生活道の実現のため、主要課題や整備方針を総合的に示し、地域別構想を計画し、宅地開発の促進を図る都市計画マスタープランづくりが必要ではないかと考えております。

私は、町内各地を、そういうところを見て回ったわけですが、各地に宅地開発や整備が必要とされるところが多く見られるものであります。我が町は、自立を表明した以上、企業誘致はもちろんのこと、宅地造成により人口増を図る以外にはないと考えます。町長の率直な所見をお伺いしたいと思います。

次に、窓口サービスの体制の現状についてお伺いしますが、以前の議会でも10番議員からも質問がっておりますが、今後は特に自立でいくなれば、企業の誘致はもちろんですが、新築や転入などによる人口増を、受け入れ体制が何よりも不可欠だと思います。

最近、企業や企業の従業員からも、三股町の窓口はどうなっているのかという苦情が、二、三受けておりますが、窓口の昼時間の対応や現状についてお伺いしたいと思います。

答弁をお願いして壇上での質問を終わり、後は自席の方でお伺いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。まず、施政方針について、人口増政策のために道路整備による宅地開発の促進を図るような都市計画マスタープランづくりを考えていないかということでございます。本町におきましては、昭和30年代より、町の骨格となる都市計画道路の整備を初め、都市区画整理事業などの事業を実施して、住環境の整備を重

点的に推進してきたところであります。また、積極的に町営住宅を建設するなど、人口の拡大を図ってまいりました。その結果、昭和50年代より、確実に人口が増加してきている状況下でございます。

御質問の道路整備をすることにより、宅地開発の促進を図ってはどうかということでございますが、原則といたしまして、民間の宅地開発に際して、町で道路整備などの便宜を図ることはありませんし、本来、開発者で整備するというのが都市計画法の趣旨でもございます。個別の開発者、地権者の便宜を図るということはないわけでございます。

本町におきましては、御承知のとおり、人口増加は町の西側に偏っており、三股町の人口バランスは西高東低の状況でございます。町の施策上、さまざまな問題が提起されているのも事実でございます。

なお、本町は、自立を目指して現在いろいろ行政改革等にも取り組んでいるわけでございますが、何といたしまして、今後、三股町の活性化を図るためには、この人口増対策というものが一番ではないかと。さらには、先ほど申されたように、企業誘致を図って、町民の雇用の場の創造にかかっていきたいというふうにかかっているところでございます。

そういうことで、何といたしまして、町の活性化、三股町の活性化、元気な三股町をつくるためには、そんなことで、今後とも、さらに人口増を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

人口増のこの施策の中にはいろいろとございます。また、町には、まだ白地のところが多分に残っております。こういうところの宅地化、さらには農耕地に適さないところの農振除外の問題、いろいろとまだあるわけでございますが、こういうことも今後十分検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、2番目の住民サービスについて、町民への窓口サービスの現状はどうなっているかということでございます。

昼休み時間中の窓口業務問題は大変難しい問題でもございます。例えば、証明関係でも、住民票の証明、戸籍謄本等の証明、印鑑証明、納税証明、所得証明や資産証明など、大変多岐にわたっております。また、福祉関係や住宅、水道、その他の全業務となるといろいろと問題が発生するところから、多くの他団体においても、正規に規則等で定めているところは少なく、県内においても皆無の状態でございます。

しかしながら、職員が自主的に、配慮的に実施している団体がございます。本町においても、職員のいる場合は現在も配慮的に実施しているところでございますが、本格的な実施はしてないところでございます。

本町においては、以前に試行的に昼窓を実施したことがございましたが、PR等の不足等もご

ざいまして、その実績が余りなかったということから中止した経緯がございます。

そこで、自動交付機の導入はできないのかというふうなこともあるわけですが、検討しましたが、住民票等の証明だけで約3,600万、戸籍謄本や税の証明を加えると約7,000万円の導入経費がかかるということで断念した経緯もございます。

本年度になって事務能率改善協議会で検討してまいりましたが、問題点が多く、大課制の混乱も予想されることから、当面今後の検討課題としておりまして、しかしながら、今までの職員が行っておる配慮的に実施していることについては、従来どおり実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（山中 則夫君） 中石君。

○議員（11番 中石 高男君） 前にも、私、こういう質問をしているわけですが、今後自立を目指していくならば、町外から見ても、三股はいいとか、三股に住みたいと言われるような宅地環境や文教みまたにふさわしい人間性、または目玉になる農産、特産物など、いろいろな工夫とアイデアが必要だと私は思います。

それから、今後の取り組み次第では、合併しない三股を好む人もふえてくるのではないかと、逆に、そういうことも考えるわけです。

だから、今先ほど町長が言われましたように、白地はあるけれども、道路がないため家をつくれないと、いろいろ餅原とか、それから、前目の269より西側の方とか回ってみると、大分白地でありながら、町道の整備がされてないために家ができないというところ見受けられるわけです。だから、聞いてみると、中米あたりも、もう家をつくる土地がないと。全部が都城の立野の辺か、植木辺に、家をつくってなおっておるということも聞いてるわけです。白地で、私が仮にいますならば、2地区は納骨堂の北側です。あの辺も今道路の整備をちょっと、水路ですかつくっているわけですが、あそこでもそれこそ相当な家ができるわけです、やれば。だから、あそこは病院も近いし、役場も近いし、学校も近いと。こういうように道路ができて整備されれば、何十軒という建て売りでんつくるけどという業者もいるわけです。だから、餅原の方もそういうところがあるわけです。各地にそういう大きさは小中大とありますけども、いろいろありますから、そういうところに町道を入れて整備されれば、そういうところに町外からの転入者もふえるんじゃないかということを考えるわけです。

この前、高崎町の村吉議長とちょっと話しましたが、あそこも子供が2人三股に家をつくっているそうですが、それに都城の、みんな御存じだと思いますが、元岩橋市長も三股に家をつくるという話も聞いております。だから、合併しない町を選んで移転する人もいるんじゃないかと。そのためには、やっぱり行政がお膳立てをして待っておられないといけないと思うんです。だか

ら、そういうところでぜひ整備してほしいなと私は思うんです。

これは、地域造成は金がかかるわけですが、前にも申し上げましたが、見返りがあるわけですよ。1軒建てば、それに対する税金が何ぼか三股行政の方に、町の方に金が入るわけですから、そういうのも、それに伴って人口増えれば、交付税もまた違って来るだろうし、そういうことも考えるわけですが、その点についての考えをちょっとお伺いしたいと思うんです。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども答弁申し上げましたが、本町はまだ白地があちこちございます。面積もまだ大分あるわけですが、白地の場合は、道路、また側溝等を整備するにも、補助事業等がございません。そういうことで、単独でやらなければならないというようなことから、非常にそこに難点があるわけでございます。

しかしながら、平成17年度は三原の白地、あすこのところ調査費を予算を計上いたしております。そういうことで、あちこち、白地の開発等についても、今後努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 中石君。

○議員（11番 中石 高男君） 今、町長が答弁されたように、一緒にはできませんので、少しずつでも、そういう知恵を働かせて考えていただければいいんじゃないかと思えます。

それから、今後は、行政と町民一体となってアイデアを出し合ってやっていかればいいんじゃないかと思えます。苦しみときの神頼みじゃなくて、人間は苦しいときこそ、跳ね返す創造力を発揮しなければいけないわけです。そういう面では、今言われたように、そういう検討を一緒にはできませんので、少しずつやっていかないと、なお土地がないとすれば、そんなとき急に急がないといけない状態になってきますので、お願いしたいと思えます。

それから、窓口についてのサービス問題ですけど、市町村の中に二、三、私聞いてみますと、ほとんどの町がもう当番がありますね。各課にはいないけども、町民生活課とか、そういうところに行ったときは、二、三聞いてみました。宮崎市役所も、あそこはもう窓口もだけど、各課にも一人ずつ当番制にしているということですが、1週間ほど前でしたけども、今市の児玉ストアの社長から、三股の窓口はどうなってるんだいと。もう役場の方にいろいろ手続に行くのに休ませてくれとか、昼時間に行ったら、窓口の方から福祉の方に行ったらもうできなかったとかいう声を聞くと、何とかしてくれよと電話があったんです。だから、それは、企業は企業で、商店は商店で、そういうところは、うまく半日でも休ませてやってくださいと。行政の立場を考えてそういうことを言いましたけども、できれば、やっぱり当番制に1人ぐらいは、していいんじゃないかと思うんです。

町民生活課のある人に聞いてみたら、当番制ちゅうのはないけども、あすこで食事をするから、もしお客さんが来た場合には、1日2人から3人来るけど、私が1人で見てますという話でしたけども、やっぱり町民生活課ぐらいは1人ぐらい当番を置いていいんじゃないかと。交代でするわけですから、毎日するわけじゃないわけですよ。1週間交代でもいいし、1日交代でもいいし、やっぱり今後はそういう面では、転入者も出てくるだろうし、やっぱりお膳立てをしてあげないといけないんじゃないかということも考えますが、その辺は、担当課長でもいいんですけど、いかがですか。間違いがあれば答弁をお願いしたいと思いますが。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（原田 順一君） 窓口でありませんが、総合的な観点から町内の中で、例えば、総務課、あるいは町民生活課もそうでありますけれども、職員がお昼時間を食べたときに、いらしゃったときに、来られたときには対応しているのも現状なんです。例えば、総務課ですと、いろんな電球の球をくれないとか、いろんな町民の方が来られて昼間もやっております。ただし、全員の職員がもって、すべての業務が対応できるかと申しますと、なかなかできないのが今現状でありまして、その辺を完全な住民にやっていますよということになりますと、PRをしなくちゃいけない。PRをしないと結局やった意味がございません。PRしますと、住民が、じゃあやってるんだなということで来られて、すべての業務を対応しなきゃいかんということになるところから、大変難しい面がございます。

ただし、今議員がおっしゃったように、一部の諸証明とか、こういったものできないのかということでの検討はしてきたところでございまして、もうちょっとその辺は詰める必要もあるのかなというふうに思っております。今後の検討がまた必要であるというようなことであります。

○議長（山中 則夫君） 中石君。

○議員（11番 中石 高男君） もし、当番ができないとすれば、今、自販というのはできないんですか、証明ぐらいは、自動販売のように入れられている。金さえ入れれば出るというような仕組みはできないんですか。それができればそれがいいと思いますけど、その検討はされたことはないですか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（原田 順一君） これにつきましては、先ほど町長も答弁いたしましたけど、自動交付機の導入はできないかということで、職員の中で協議会を開いて検討した経緯がございます。そのときに、2年ぐらい前だったと思いますけれども、住民票等の証明で見積もり、概略ですけれども、3,000万から3,600万ぐらいかかるということで、びっくりしたところでございます。税務証明等を加えますと、戸籍謄本とか税務証明まで加えますと7,000万ぐらいかかるのかなということで、今、この大変苦しい時期に、ちょっとそういった証明機器をただ単に入

れて対応しようというのでは、ちょっとできないということで断念した経緯がございます。

その後、ことしになりましたは、先ほど申しましたように、事務改善の中でいろいろ職員間で検討しているんですが、今のところ、まだ結論は出てないというような状況であります。

○議長（山中 則夫君） 中石君。

○議員（11番 中石 高男君） 今話を聞いてびっくりしたんですけど、7,000万も払うことあれば、もう当番制にした方がいいですね。だから、今後は、特殊なお客さんの、どうしても行かないといけないというのがあるでしょう。そういうのは事前に申し込んだら、それに対する回答のできる人を当番に置くとか、申し込みによってやるとか、そういうことはできないんですか。それがもしできればそういうことで、課で回したらいいんじゃないかと思えますけど。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（原田 順一君） これにつきましても、先ほど町長が答弁いたしましたように、これも、過去に実施した経緯がございます、好意的に。ただし、ほとんど申し込みはございませんで、中止した経緯がございます。

ただし、きのう申しましたように、行政側のPR不足というんですか、やってますよということのPRを長年やらないと、町民も1回、2回説明しただけではなかなか申し込みがないという状況であったかもしれませんが、過去には少ないということで中止した経緯があります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 中石君。

○議員（11番 中石 高男君） いろいろ、きょう、私が質問した以外でもいい案がありましたら、そういう方向で町民サービスという形で前向きに考えていただきたいと思いますが。

最後に要望をお願いして、私も質問を終わりたいと思いますが、今後は、特に三股町の場合、行財政改革に力を入れ、人口増政策と宅地開発の推進、転任者の受け入れ体制、それに町民サービスも徹底して今後取り組んでほしいということを要望して、私の質問を終わります。

.....
○議長（山中 則夫君） ここで、2時20分まで本会議を休憩いたします。

午後2時13分休憩

.....
午後2時23分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩以前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位5番、財部君。

〔2番 財部 一男 登壇〕

○議員（2番 財部 一男君） 私は通告の要旨に従い、町立病院の実態と町長の政治姿勢について

てと、勝岡城跡地の経過と今後について質問してまいります、明快な答弁を求めるものであります。

まず、町立病院について質問します。先般2月21日の議会全員協議会において、町立病院の改築計画について、財政面からとらえられた計画が提示されたところでありますが、極めて不透明であり、粉飾された計画と言わざるを得ません。また、本町の第4次三股町総合計画並びに16年度から18年度の実施計画を見ても、改築を想定したものにはなっていないところであります。

町長は、施政方針においては、町立病院の将来を検討する審議会を新設して十分な検討を加えると表明されておりますが、果たして、町立病院の将来はあるのでしょうか、疑問を感じ得ないのであります。

さらには、単独の町政運営を表明した今、唐突に大規模の事業計画が示せた経緯について、町長として最高責任者としての答弁を求めます。

次に、勝岡城跡地について質問いたします。

勝岡城については、今までに勝岡区民より陳情書が2回にわたり、町と議会に提出されております。最初の陳情は昭和51年3月に、勝岡城跡地を町によって歴史公園として設置していただきたいとの陳情であります。2回目の陳情は平成5年3月に、勝岡城跡地一体を町の文化財として指定していただきたい。また、城跡地全体を町有地として管理願いたいとの陳情であります。

そこで伺いたいと思います。町は今までどのような取り組みをされたのか。また、経緯はどうなっているのか。また、今後どのような計画をもって取り組みをされるのか答弁を求めたいと思います。

以上、申し上げて壇上からの質問とし、以後自席から質問してまいります。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、町立病院についてでございます。町立病院の運営及び改築についてということでございます。

医療を取り巻く社会環境は、医療保健制度の改革等によりまして、大きく変容し、病院を取り巻く経営基盤は非常に厳しい状況下でございます。このような中で、町立病院が今日まで公立病院としてその役割を担ってきております。そして、また、地域医療の担い手として町民に親しまれ、また、信頼されてまいりました。

町立病院は開設以来50年の歴史を数えておりまして、その間、診療科目の変更、病床数の削減、建物の改築等、さまざまな改革を今まで実施してまいっております。

この50年の間、町民の病気の治療及び健康増進のために果たした役割は非常に大きいものがあると考えております。今でも、地域住民の病気療養、予防治療、健康の増進のための施設として貴重な存在であると考えております。今後も地域に根ざした医療の提供を考えなければなりません。

そのためには、今の財政状況を健全化し、安定的な経営を目指さなければなりません。しかしながら、昨年度より、支援医師臨床研修制度が導入されまして、平成16年度と平成17年度の2年間は研修医師の派遣等が困難となったばかりでなく、地方の病院にいる医師を医科大学へ引き上げる施策が次々と打ち出されている現状でございます。

したがって、地方における病院については、そのほとんどが医師不足の状況でございます。そのような状況でありますことから、今後、早い時期に病院問題を審議する機関を新たに設置いたしまして、改築を含め、現状維持、診療所方式、また民間委託等を含め、その方向性を具体化して結論を出していきたいというふうに考えております。

それから、たまたま本町におきましては、大規模事業がふくそうをいたしております。中学校の大規模改修事業、これらにつきましては、三、四年前から18年度に事業着手するということから、その目標に向かって現在準備作業を進めているところでございます。また、公営住宅の建てかえ等につきましても、これらにつきましては、恐らく10数年前からの懸案事項でございます。ようやく主管課の御苦労をいただきまして、県との連携を十分取りながら、ようやくこれが17年度から建てかえの事業に入るということになったわけでございます。

また、長田の簡易水道につきましても、これにつきましては、地域住民の強い要望から、今年度からこの事業に入るということで、そういうことで、この大きな事業が一緒になったということでございます。これらの事業につきましても、計画どおりに実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、先ほど言われました2月の21日の全協で、病院の改築につきまして、その計画を議員の皆さん方に提示したわけでございますが、やはり、町といたしましては、やはり、病院を存続するということから、そのためにはどうしても改築せなきゃならないということから、ああいう計画をつくって、議員の皆さん方に提示したところでございます。そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

それから、次の勝岡城跡地についてでございます。①の今までの取り組みと経過についてということでございます。この勝岡城の跡地問題につきましては、昭和51年に陳情書が提出され、公園化に向けた取り組みの要望がなされた経緯がございます。10数年後の平成4年ごろ、宅地開発業者による土砂採取の計画があるとの情報が入ったことを受けて、町といたしましては、この開発が実施されれば、土砂崩壊の危険性につながることで、また、勝岡城の跡地であることなど

から、平成5年2月、文化財保存調査委員会に指定に関する諮問を行い、同年3月、町の文化財に指定すべき旨の答申を受けたところであります。

その後、勝岡自治公民館と連携、協力を図り、指定にかかわる承諾書の収集に取り組み、地権者の同意書の収集とあわせて、その買収を平成11年度まで行ってきたところでございます。

同時に、二の丸の跡地、約2万平方メートルのうち、約970平方メートルを持つ所有者についても接触を図ってまいりましたがなかなか折り合いがつかず、また、平成9年には、その所有地に産業廃棄物を投棄するなどの問題が発生したところから、話し合いをもってきたところではありますが、現状は周知のとおりでございます。

こういった問題を抱えながら、平成12年度以降、その予算については、当初予算に計上することなく、申し出があった時点で対応することといたしておりまして、現在に至っているところでございます。

現在、跡地として把握している面積が約8万2,000平方メートルで、取得済みが約3万4,000平方メートルで残りが約4万8,000平方メートルとなっているところであります。

以上が今までの経過でございます。

それから、②の今後どのような計画を持っているのかということでございます。今後の計画ということでございますが、二の丸の跡地の問題が大きく左右するところでありますので、現在、その跡地では、業者によるビニールハウスでの野菜の栽培が行われております。以前、聞くところによりますと、まだ、更地であったころから6回程度買収等についての話し合いをしてきている状況でございますが、その買収価格については、それまで町が買収してきた価格と相入れない価格ということで、どうしても納得してもらえなかったという経緯がございます。

また、この二の丸の北側にある堀の跡については、以前、作業の過程でその形を変えられてしまったということも聞き及んでおり、さきにも述べましたが、現在、地権者ではないが、大々的にビニールハウスでの野菜栽培を業として営んでおられるということでございます。

こういった状況の中では、仮に先々指定という段階になった場合に、保存状態がよくないということ等の理由によって指定が回避されるといったことも往々にしてあると言われております。

そういったことも踏まえまして、この二の丸跡地については、原形をとどめていない状況にもあることから、また、全体として、国及び県の指定については困難が予想されるため、町といたしましては、三の丸も含めて、とりあえず本丸だけでも町の文化財として、今後保存に努めていきたいというふうに考えているところであります。

以上で回答といたします。

○議長（山中 則夫君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 答弁をいただきましたが、私が前質問いたしました病院改革関係

等についての答弁といたしますか、そのあたりについては、ちょっと的外れた答弁じゃないかなというふうに考えます。

なぜなら、先月21日ですか、議会の全員協議会において、病院改築ということで、シミュレーションをされた計画書を議員全員に配付されて、そして、それに基づいて平成17年度から改築をするというふうになっております。ただし、今回の病院予算には計上されていませんが、やはり、なぜ全員協議会を開いたのか。そこまでは、当然、私は、17年度予算に上がってくるものだというふうに考えておりましたが、いつの間にか予算上は消えております。それから考えれば、何でわざわざ全員協議会まで開いたのかなという気がしますし、全員協議会開けば当然公費も支出するわけです。だから、そういうむだも出てくる。だから、なぜそんなふうになったのか、そのあたりの経緯についてをまずお聞きしたんですが、それについてのお答えはなかったような気がします。

そういう意味では、そういうあたりについての経過、当然、17年度の予算に上がるものだというふうに私たちは感じておりましたが、上がってこなかった経緯と、それから、この計画をされるに当たり、私も昨年の9月の議会でも、町立病院問題についても質問したことがあります。そういうときにも、改築等の話は全然なかったわけです。聞くところによれば、庁議とか、事務事業、4部会、改革関係の、そういう中でも議論をされたような形跡を、職員の皆さん方話をしてみてもないところでもあります。というふうに考えれば、今回の全員協議会のおけるところのああいう改築へ向けた、あれは町長の独断専行ではなかったのかなというように感じます。そのあたりを含めて、もう一回御回答をお願いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 現在、町立病院は毎月赤字経営ということで、非常に厳しい運営が強いられているわけですが、この点につきましては、病院の院長を初め、事務長、また執行部でもいろいろと内部で協議をいたしまして、これを解消するためには、やはり医師の不足、医師の確保ということが前提になるわけですが、その次に、やはり改築をしなければ医師も来ないだろうというふうなことから、院長の方の意見等も踏まえまして改築をしよう。改築をして病院の再建を図ろうということから、ああいう計画をつくって、議会の皆さん方に提示をしたところでございます。

ところが、全協の中では、非常にこれが難しいような雰囲気でもございました。まず、先ほど申し上げましたように、医師の確保から先じゃないかというようなこと等もお話が出たわけでございます。

そういうことから、その後、内部で十分検討いたしまして、平成17年度の予算計上にはこれを計上しないということになったわけでございます。そういうことで、ひとつ御理解をいただき

たいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今、町長はそういう全員協議会の中の意見等を踏まえながら、17年度に予算計上はしなかったということのようですが、当然、議会、全員協議会ですが、いろんな長田の水道の問題、それから、中原の町営住宅の問題、そういう点も全員協議会で諮られて今回予算等も上がっておるんです。だから、当然、僕らとしては、そういうもので上がってくるだろうと。ただ危惧はしておるんです。やはり、町立病院が果たしてよくなるのか、そういう改築をするだけで、だから、そういう意味で考えると、大変な問題だなと。

今回上げなかったということについては、私は反対に少しはよかったかなという気もしますが、ただ、今回、示されたこういう計画書、これを見たときに、だれが見てもおかしいですよというの、私も全協で申し上げました。15年度見ても、経常収益が3,900万からの赤字、16年度見込みは1億1,400万からの赤字というふうになってます。それが、この計画によりますと、初年度においては、17年度です、今度は。反対に313万ぐらいの赤字で済むような数字が提示されたんですね。だから、私は、壇上で申し上げましたように、こんな数字を出されるということは、粉飾です、果たして17年度こういう数字が出るようであれば、私ははっきり申し上げて、改築の予算を上げるべきだと思うんです。本当にこれができれば。だから、そのあたりを、余りにも議会に対してもそうですが、住民がこういうのを聞いても、私は納得をしないんだよというふうに思います。そういう意味では、やはり、検討していく上では、しっかりしたものにしていただきたいし、また、だれが見ても、ああ、これで本当に町立病院は存続するんだなというふうになれば、一番いいわけですけど、果たしてそうなるでしょうか。

町長としては、町立病院を地域の中核病院というふうな位置づけがされたようですが、果たして中核病院としての位置づけになっているのかどうか、私は疑問があります。多分、町長自体の認識が甘いと言わざるを得ません。当然、町立病院自体にも歴史、そして、今までいろんな形にいただいたもの、それについては私も肯定しますし、その役割は十分果たしてきたというふうに考えます。だけど、果たして今後町立病院がこういう地域の中の役割を果たしていくことになるのかどうか、そう考えたら、もう現在においては、もう町立病院という形では、この地域、三股町地域では、もう終えたといっても過言じゃないと思う。

椎葉とか高千穂、いっぱいありますが、東郷とか、ああいうところの病院は、一般の開業医もおりません。ほとんどがそういう中核病院としての使命があるし、今後もああいうところは赤字になっていっても当然私は存続すると。ところが、三股町の公立病院は、果たしてそういう価値があるのかといわれたら、一般の開業医の病院と大してかわらん。診療内容もかわりません。ベッド数もたったの40床です。果たして、ベッド数たった40床の中で、黒字経営になっていく

ような方法があるかといえば、大変な問題だというふうに考えます。

そういうことで考えれば、現在は、国立病院等ももう縮小、廃止とか、いろんな問題が言われておる。そういう意味で考えると、公立病院の問題というのは本当厳しいものがあるというのはあります。

先ほど町長が言われましたが、医師を確保すればと言われますけど、果たして、今、来ていらっしゃる先生方もそうだろうけど、本当に簡単に医師の解消策はなるのかどうか。全協の中でも出たように、公募したりとか、そういういろんな方法をとったらどうかという話も出ましたが、事務長あたりもこういうことで、果たして約束どおりにできるような状況じゃないということでありましたが、そういうふうに考えれば、やはり町長自体の認識が甘いと言わざるを、私は得ないと思うんです。

そういう意味では、今後、町立病院の果たす問題を含めたら、存続と言われてますが、果たして私存続ということを前提に、今後審議会等で審議されるんだったら、大きな問題があるというふうに思います。

私は、存続とかそういう問題じゃなくて、本当に、町民のためになるのかということを含めた上で審議会等に諮るべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 町立病院も歴史50年と、50年の歴史の上にあるわけですが、言われるとおり、非常に厳しい運営が強いられています。

そういうことで、施政方針の中でも申し上げましたが、この審議会を早急に設置いたしまして、いろんなさまざまな形から、方面から検討をさせていただきたいというふうに考えているわけでございます。

いろいろ先ほども申し上げましたように、診療所方式、また委託方式とかいろんな方法があるかと思いますが、そういうことを、いろんな意見を集約しながら結論を出していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今、町長の方からいろんな問題を含めて検討するということが言われてますので、当然、私は町長の前提条件に存続というような形の中に、ただ存続と、町立、現状のような形を含めてもし審議会等に諮るとすれば、私は大きな過ちだと、出てくる可能性があると思います。当然、町立病院は、前は市立病院でありました庄内病院においても、市立の庄内病院でありましたが、あすこでもやっぱりいろんな問題ありまして、民間の方に下請けされております。そのように変えれば、現在、庄内にある地域の中核病院として、民間として十分やっつい

るというふうに聞いておりますが、やっぱりそのあたり考えを、私は縮小、そして、町長も言われたように、縮小ないし、本当に民間の形態でやるのかどうかことも含めながら検討していただきたいと思います。そういうふうにならないと大変な問題になります。

ただ、この数字等で、今中身をいろいろ言っても始まらないんですけど、もういつの間にか、医者も、この数字でいくと大変な数の医者がちゃんと確保できるようになっておりますけど、果たしてそんな甘いもんじゃないということだけをしっかりと認識していただきたいし、私はこのような形で絶対黒字化というのは無理があるということを含めて考えていただきたいということを申し上げておきます。

また、この中にはいろんな形で言われておりますが、果たして医療が伸びていけば当然薬品費等も伸びるはずなのに、反対に減るような、一つのこういうシミュレーションがつけられている。こんなの見たとき、だれが見ても信用はならないというふうに思いますので、ぜひそういうことにしていただきたいと思います。

病院問題は本当に難しいと思います。これについては、町長自体が本当に勉強していただきたいと思うんです。事務方任せとか、それから、4部会等もありますが、そういう人たちに任すんじゃないくて、本当にどういう形で、町立病院の存続とか、まだそういうのはまだ今後検討することですからいいんですが、本当に中身を町長みずから分析していただいて、そして、取り組まなければ、私はとてもじゃないが、存続すら怪しくなるということをはっきり申し上げておきたいと思います。

再度、町長に取り組む、町長が町立病院に対する本当の審議会等の問題を含めてですが、再度、どういう形で、もう含めてもけっこうですから、再度、はっきりした方向をつけて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 公立病院として今まで十分使命を果たしてきたわけですが、いろいろ地域医療、医療環境というものは非常に厳しい状況になってきております。やはり、一つの過渡期であるということは十分認識をいたしているわけですが、そういうことから、言われるように十分中身等も勉強しながら、この審議会に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ぜひ町立病院の問題は、本当にあすこで任されている事務長含めて、先生方もそうですが、大変な問題だと思います。

ただ一点だけ、この前、私も風邪を引きましたので、3日の日でしたけど2時に行ったんです。

そのときの対応はどういうことであったかと、4時以降に来てくれというような言い方をされたので、私もそんな時間はないし、もう残念ながら近くの病院の方にまいりました。そういうところ考えると、やはり、先生方も大変だというのはわかりますが、外来患者を大事にしない病院が果たしてよくなるかという、私はよくなるというふうに思います。本当、そういう意味では、その間、職員の皆さん方は外来に、職員の看護婦さんやら含めて、だれも患者来ないわけですから、来たって待ってください2時間もというような言い方ですから、そんなんだったら、遊んでいるのと一緒にですね。やっぱりそのあたりに問題もあります。十分に考えて対応をしていただきたいということを申し上げて、次に、勝岡城問題についてお聞きをいたします。経緯等について、私の方から申し上げましたように、勝岡区民の方からもいろいろと要望が出されております。それにかえて、町もある程度対応していただいたということは私も認識はしております。

だけど、この問題は、果たして区民から言われたからという問題じゃなく、これやっぱり歴史もあるし、いろんな問題考えれば、町の財産でもあるはずですよ。守ることだけを勝岡区民が幾ら頑張ってもできる問題じゃないんです。だから、そういう意味では、当然、町として本当に本格的に計画していただきたい。

今、先ほどの答弁等見ますと、地権者等の問題がありまして、なかなか買うこともままならないというような言い方をされましたが、なぜそうなるのかということがあるかといえば、勝岡城あたりをどんな形にする計画が町の方にあるのかどうか、まず、この1点お聞きしたいと思えます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、勝岡城、そしてまた梶山城、貴重な文化財でございます。やはり、町の方で地権者から取得した時点から、町といたしましては、業者が入ると乱開発するというところから、そういうことで、なるだけ町で取得をいたしまして、あと公園化しようというようなことで考えていたわけでございますが、この間、その取得したその用地についてもなかなか管理が思うようにいってない状況でございます。そういうことで、二の丸につきましては、今のところ手をつけるような状況でもございません。

そういうことで、本丸の跡、それから、三の丸等につきましては、今後町といたしましても、貴重な文化財として保存をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 本丸と三の丸の方については保存したいということでありまして。私が今言っているのは、当然の昔の原形というか、そのあたりはほとんど壊れているのも現状であります。本丸であろうが、三の丸の方であろうが、そういう状況であることはわかりはありま

せん。ただ、やっぱり町ももう買収をしていくということであるし、現在残っておるのは、残りが4万8,000平米ぐらいですか、というような状況でもあります。そんなふうに考えれば、もうぼちぼちといってもいいんですが、もうぼちぼちという感じですが、当然、どういう形の方向につくっていくか、どういう公園を目的にするか、やはり計画をすべきだと思うんです。梶山城もそうだと思うんですが、ただ、保存保存というんじゃなくて、やはり地域の、今今後の町民が憩えるような場所をつくっていくことも大事なことだというふうに思いますので、そういう計画を、今ここですぐつくれといってもできないでしょうが、やはり、その中で、やっぱり教育委員会等の中との関連もあると思いますが、当然、そういうのを含めながら、やはり計画をしっかりしたものをつくる、このことが一番大事じゃないかなと思っておるんです。そうしないことには、買収も含めながら、一緒ですが、前には進まない。ぜひ元気なうちにみんなが、勝岡区民も心配しております。そういう意味では、皆さん方が納得いくような方向を示すような計画等もぜひ立てていただきたいと思いますが、再度そのあたりについて答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先日、勝岡城にも、助役、また主管課長行ってみました、まだ原形をとどめております。先ほどから申し上げましたように、二の丸については、もう本当にハウス団地です。本当びっくりするような状況になっております。しかしながら、本丸跡はまだ原形をとどめている状況でございます。そういうことから、言われるとおり、計画をちゃんと策定しながら、今後、公園化に向けても貴重な文化財でございますので、保護、保全に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今、前向きな回答をされたようですので、ぜひ勝岡城跡地の問題含めて検討していただきたいと思いますが、先ほど、病院問題等も含めて物を言いましたけど、当然、病院問題も含めて、今後の課題として、やはり果たして住民が本当に喜んでくれるのか、やっぱりそういう状況を含めながら、ひとつ病院問題も審議会等を十分にやっていただきたいということを申し上げて、私の質問は終わります。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今後この、保全、保護するにいたしましても、まず、町の指定をしなきゃならないということから、文化財保護調査委員会という組織もございます。この辺とも十分協議検討しながら、まず、町の指定にもっていくということが先決じゃないかというふうに考えております。そういうことで今後進みたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 一般質問をこれにて終結いたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後 3 時01分休憩

[全員協議会]

午後 3 時02分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩以前に引き続き、本会議を再開いたします。

----- . ----- . -----
○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 3 時02分散会

議事日程(第4号)

平成17年3月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑・討論・採決(議案第1号~議案第37号)
日程第3 議案第38号、議案第39号及び決議(案)第1号一括議題
日程第4 三股中学校校舎整備に関する特別委員会の調査の件
日程第5 市町村合併問題に関する調査特別委員会の調査の件
日程第6 議会広報編集特別委員会の研修報告について
日程第7 議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について
日程第8 議会運営委員会の閉会中の審査事項について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑・討論・採決(議案第1号~議案第37号)
日程第3 議案第38号、議案第39号及び決議(案)第1号一括議題
日程第4 三股中学校校舎整備に関する特別委員会の調査の件
日程第5 市町村合併問題に関する調査特別委員会の調査の件
日程第6 議会広報編集特別委員会の研修報告について
日程第7 議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について
日程第8 議会運営委員会の閉会中の審査事項について
-

出席議員(17名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 齊藤ちづ子君 | 2番 財部 一男君 |
| 3番 上西 祐子君 | 4番 福留 久光君 |
| 5番 大久保義直君 | 6番 重久 邦仁君 |
| 7番 東村 和往君 | 8番 池田 克子君 |
| 9番 別府 久光君 | 10番 原田 重治君 |
| 11番 中石 高男君 | 12番 山中 則夫君 |

13番 小牧 利美君

15番 黒木 孝光君

16番 的場 茂君

17番 桑畑 浩三君

18番 山領 征男君

欠席議員（1名）

14番 宮田 強雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 出水 健一君

書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
収入役	去川 政雄君	教育長	田中 久光君
総務課長	原田 順一君	財政課長	木佐貫辰生君
企画調整課長	和田 輝義君	税務課長	白浜 丸雄君
町民生活課長	溝口 良信君	福祉保健課長	下石 年成君
健康管理センター事務長	上村 陽一君	町立病院事務長	堂村 和秋君
農林振興課長	間世田和文君	畜産課長	下石 康博君
耕地課長	瀬尾 春己君	建設課長	永田 宣行君
都市計画課長	福重 守君	農業委員会局長	外園 純一君
学校教育課長	野元 祥一君	生涯学習課長	柳橋 一彦君
給食センター所長	温水 東嶽君	水道局長	指宿 秋廣君
会計課長	渡辺 知昌君		

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（山中 則夫君） それでは、日程第 1、常任委員長報告を行います。

まず、総務文教委員長よりお願いします。

〔総務文教常任委員長 中石 高男君 登壇〕

○総務文教常任委員長（中石 高男君） おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の審査結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第 1 号、第 2 号、3 号、4 号、5 号、1 2 号、1 3 号、1 4 号、2 3 号の 9 件でございます。

以下、案件ごとに御説明いたします。

議案第 1 号「三股町課設置条例の改正に伴う関係条例の整備に関する条例」。

本案は、三股町、現在のまでの 2 0 課を 1 1 課に設置する条例の改正により、改正に伴う関係条例を整備しようとするものであります。詳細については、議案書に詳しく記載してありますので、省略いたします。

審査の結果、当委員会では慎重に審査した結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 2 号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」。

本案は、今回、自立の道をたどることになったことから、行財政改革の推進などを迫られてきていることから、体育館施設など使用料を、町内、町外に区分してきたものを、主として、町外の料金と統一し、消費税を総額表示方式に改めようとするものであります。

当委員会では、慎重審査の結果、多数決をもって可決すべきものと決しました。

議案第 3 号「三股町収入証紙条例の一部を改正する条例」。

本案は、三股町使用料及び手数料徴収条例によって定められている種類及び金額が多様化しており、証紙による収入の方法が実情に合わなくなっていることから、条例の一部を改正し、庁舎内の 2 階、3 階及び庁舎外の収納を現金収納化して収納義務者の利便性を図り、徴収事務の効率化を図るものであります。

当委員会では、慎重に審査した結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 4 号「三股町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」。

本案は、今まで生涯学習として各公民館で行ってきた主催教室など、中央公民館の主催教室として運営も可能であることから、今までの地区公民館制度を廃止し、中央公民館の分館として位置づけることともに、地区公民館館長制度を廃止しようとするものであります。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 5 号「三股町立文化会館の管理に関する条例の一部を改正する条例」。

本案は、三股町使用料の消費税を消費税総額表示方式に改めることから、文化会館においても

同じく消費税総額表示式に改めようとするものであります。

当委員会では、慎重に審査した結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第12号「三股町消防団条例の一部を改正する条例」。

本案は、「消防団三股町に居住する」を「居住または勤務地を有する」に改め、「部長」を「部長及びラップ隊長」、「副部長」を「副部長及びラップ隊副部長」に改めようとするものであります。

当委員会では、慎重に審査した結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第13号「三股町水防協議会条例」について申し上げます。

本案は、水防法に基づき、水防計画、その他水防に関し重要な事項を調査審議する協議会で、昭和62年に設置されたものであり、審議事項や会長及び委員の職務など、全般的に改正しようとするものであります。

当委員会では、慎重に審査した結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第14号「平成16年度三股町一般会計補正予算（第6号）」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額を86億5,535万8,000円に、歳入歳出それぞれ3,877万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億9,413万5,000円とするものであります。

当委員会所管の収入については、地方交付税の735万円、町税の1,491万7,000円、国庫補助金の5,550万9,000円が主なものであります。

あとは、実績見込み、またはその他の増減補正であります。

歳出については、学校管理費5,550万9,000円、それに予備費の3,435万8,000円が主なもので、以外は実績見込みによる執行残による補正であります。

詳細については、各主管課より配付されている資料のとおりでありますので、省略いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第23号「平成17年度三股町一般会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81億9,000万円と定めるものであります。

当委員会の歳入については、地方交付税の26億8,406万5,000円、町税の15億7,406万9,000円、繰入金の5億2,500万2,000円が主なものであります。

歳出については、所管ごとに御説明いたします。まず、総務課については、16億2,764万4,000円、対前年比2.6%の減であります。財政課については、10億1,354万7,000円で、対前年比8.7%の減、企画課が2億2,286万5,000円で、対前年比の17.1%の減であります。税務課については、1億2,024万4,000円で、対前年比7.7%の減であり

ます。学校教育課が3億8,723万2,000円の11%の増になります。生涯学習課については、2億7,988万2,000円で、対前年比の0.96%の減、会計課では209万4,000円の72.7%の増であります。給食センターは1億839万7,000円で、2.0%の減であります。議会事務局が7,946万9,000円で、対前年比2.2%の減になるところであります。

詳細については、各主管課より配付されている資料のとおりでありますので、省略いたします。
当委員会では、慎重審査の結果、多数決をもって可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、環境福祉委員長よりお願いします。

〔環境福祉常任委員長 池田 克子君 登壇〕

○環境福祉常任委員長（池田 克子君） おはようございます。

環境福祉常任委員会の審査結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、第2号、6号、14号、15号、18号、20号、21号、23号、24号、25号、28号、30号、31号の計13件でございます。

慎重に審査した結果、すべての案件を全会一致で可決すべきものと決しましたので、最初に御報告申し上げます。

議案第2号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」。

別表のとおり、消費税を含めた総額表示に改正するものです。

議案第6号「三股町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例」。

説明欄のとおりであります。別表に管理運営規則も設けてあります。第7条の規定に基づき、管理並びに運営に関する必要な事項を定めるものです。

議案第14号「平成16年度三股町一般会計補正予算（第6号）」。

歳入歳出予算の総額については総務文教委員長より報告がございましたので省略いたします。

歳入は、実績見込みによる増減補正であります。

歳出について、主なものを申します。32ページ、（項）の社会福祉費、（節）の繰り出し金8,832万8,000円は、介護保険特別会計へ423万円、老人保健特別会計へ8,409万8,000円、それぞれ繰り出すものです。

34ページ、（項）の保健衛生費186万7,000円はNTT（B）事業貸付金の繰り上げ償還分です。

そのほかは、説明欄のとおりです。

議案第15号「平成16年度三股町老人保健特別会計補正予算（第2号）」。

歳入歳出予算の総額22億6,888万3,000円から歳入歳出それぞれ3,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,388万3,000円とするものです。

財源の見直しによるもので、一般補正の繰入金で補正するものです。

議案第18号「平成16年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」。

財源補正によるものであり、総額に変更はありません。

説明欄のとおりです。

審査の結果、附帯意見がありましたので申し上げます。404基中、現在、215基の使用許可であります。当初の予定より大きく後退しているように見受けられます。いま一度、条件の緩和をすべきではとの意見がありましたので、申し添えます。

議案第20号「平成16年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」。

歳入歳出予算の総額14億9,468万8,000円で、歳入歳出それぞれ974万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億442万8,000円とするものです。歳入は、交付決定による増額補正と、介護給付費の増に対する一般会計よりの補てん分です。

歳出は、実績見込みにより、説明欄のとおりです。

議案第21号「平成16年度三股町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）」。

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。資本的収入の国庫補助金294万円は、医療機器導入のため増額されるものです。資本的支出の建設改良費305万5,000円は、ファイリングシステムの機器購入が主なものです。

議案第23号「平成17年度三股町一般会計予算」。

歳入歳出予算の総額については、総務文教委員長より報告がございましたので省略いたします。

当委員会の所管課ごとに御説明いたします。まず、福祉保健課です。歳入の主なものは、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金です。歳出の主なものは、社会福祉費と児童福祉費です。

内訳は、説明欄のとおりであります。新たに総合福祉センターでの生きがいデイサービス事業、子育て支援センター事業が開始されます。また、シルバー人材センターのワークプラザ建設事業が計上されています。そのほか、保育園施設整備事業補助金は、りんどう保育園の改築を図るものです。

次に、健管センターです。歳入の主なものは、国庫支出金、県支出金、繰入金です。国庫支出金の保険基盤安定負担金は、国の三位一体改革に伴い都道府県に移譲されます。衛生費国庫負担金の母子保健衛生費負担金も一般財源化されます。県支出金の保険基盤安定負担金は税源移譲により4分の1から4分の3に負担増されます。衛生費県負担金の母子保健衛生費負担金も一般財源化されます。歳出の主なものは、民生費と衛生です。

内訳は、説明欄のとおりです。

次は、町民生活課です。歳入の主なものは、国庫支出金、県支出金、諸収入の指定ごみ袋販売代金です。歳出の主なものは、合併処理浄化槽設置整備事業補助金と、リサイクルプラザ負担金

です。また、新たな事業として、長田地区簡易水道統合事業補助金と可燃残さ処理委託料が計上されております。

あとは、説明欄のとおりです。

議案第24号「平成17年度三股町国民健康保険特別会計予算」。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ25億3,201万円とするものです。対前年度比1.4%、3,507万円の増となっております。歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付等交付金、繰入金となっております。国の三位一体改革に伴う税源移譲により、国庫負担金が引き下げられるため、都道府県の調整交付金を計上しております。歳出の主なものは、保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金です。被保険者数の伸びを加味して計上してあります。

議案第25号「平成17年度三股町老人保健特別会計予算」。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20億5,500万円とするものです。対前年度比4.2%、9,100万円の減となっております。歳入の主なものは、支払い基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金です。歳出の主なものは、医療給付費と医療費支給費です。医療受給対象者の減少を見込んで計上してあります。

議案第28号「平成17年度三股町墓地公園事業特別会計予算」。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,056万6,000円とするものです。対前年度比1.0%の減となっております。歳入の主なものは、墓地公園使用料5基分と、一般会計繰入金であります。歳出の主なものは、公債費です。

議案第30号「平成17年度三股町介護保険特別会計予算」。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億9,142万7,000円とするものです。対前年度比3%、4,362万7,000円の増となっております。歳入の主なものは、保険料、国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金で、対前年度比ともに2.6%の増となっております。繰入金は4.9%の増であります。歳出の主なものは、総務費9,126万6,000円で、対前年度比9.8%の増、保険給付費13億9,871万4,000円で、対前年度比2.6%の増となっております。

議案第31号「平成17年度三股町国民健康保険病院事業会計予算」。

収益的収入及び支出は、(第1款)、病院事業の収入、支出ともに7億1,547万1,000円を計上、(第2款)、在宅介護支援事業の収入、支出ともに1,884万1,000円となっております。資本的収入及び支出について、収入は821万2,000円、支出は1,680万9,000円となり、収支差し引き不足額859万7,000円は当年度損益勘定留保資金で補てんするものであります。

あとは、説明欄のとおりです。

審査の結果、附帯意見がありましたので申し上げます。病院の厳しい現状を見るにつけ、いま存続審議の段階ではない。資産まで売却するに至ったことは、いよいよ窮地に立たされるということではないか、いろいろなパターンを思案して、方向性をはっきり決めるべき時期が来ていると思うとの附帯意見がありましたので、申し添えます。

以上、御報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、農林建設委員長よりお願いします。

〔農林建設常任委員長 東村 和往君 登壇〕

○農林建設常任委員長（東村 和往君） おはようございます。

それでは、農林建設常任委員会の審査の結果及び概要について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第2号外20件の計21件であります。議案数が多いので、できる限り簡潔に御説明申し上げますので、御了承願います。

まず初めに、審査の結果から御報告いたします。当委員会といたしましては、慎重に審査いたしまして、すべての案件を全会一致で、原案どおり可決すべきものと決しました。

以下、案件ごとに審査の概要を御説明いたします。

まず、議案第2号であります。当委員会所管の部分は殿岡生活改善センターの農産物加工室における、みそ加工に係る利用料金を周辺自治体並みに引き上げるものであります。

全会一致で可決はいたしました。が、附帯意見とまではいかないものの、議案全体から見て、住民もしくはその団体が直接支払いする部分でもあることを考慮するならば、安易に値上げすべきものか疑問が残るとの意見があったことを申し添えておきます。

次に、議案第7号、8号、9号であります。いずれも農業委員会の定数に関するもので、議案書記載のとおりであります。

次に、議案第10号、11号は、三股町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例及び三股町立公園条例中の料金を税込み表示に改正するものであります。

次に、議案第14号「平成16年度三股町一般会計補正予算（第6号）」であります。予算の総額は報告がありましたので省略いたします。

歳入、歳出にわたって金額の決定及び執行残、不用残等、実績もしくは実績見込みにより増減補正するものであります。「第2表 繰越明許費」については、畜産経営活性化事業が住民との交渉がはかどらず事業執行がおくれたためと、災害復旧事業については該当個所が多く年度内に完了しないことから設定するものであります。

次に、議案第16号、17号、19号、すなわち当委員会所管の3つの特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額はそれぞれ議案書記載のとおりであります。いずれも、決算を見込んで、最終的に補正をするものであります。

次に、議案第22号「平成16年度三股町水道事業会計補正予算（第2号）」であります。水量不足により使用に耐えなくなった2つの井戸、すなわち旭ヶ丘1号井及び2号井を帳簿上処分するために補正するものであります。

次に、議案第23号「平成17年度三股町一般会計予算」であります。歳入歳出予算の総額は既に報告がありましたので省きます。

当委員会所管の予算は、歳入が5億7,185万7,000円で、前年度比251.1%と増額予算となっております。これは唯一、中原第3住宅の建てかえ事業によるものであり、それ以外ではほとんど前年比マイナスの緊縮予算となっております。歳出については16億2,080万8,000円で、前年度比173.1%と、同じく増額予算となっております。

所管課ごとに申し上げますと、建設課については10億4,685万円で、前年度より7億3,625万1,000円の大幅な増、都市計画課については1億9,119万8,000円で、前年度より2,387万5,000円の増となっております。農林振興課については8,336万4,000円で、前年度より1,096万2,000円の減、耕地課については2億5,430万8,000円で、前年度より4,351万6,000円の減、畜産課については、3,594万9,000円で、前年度より1,863万1,000円の減、農業委員会については913万9,000円で、前年度より239万3,000円の減となっております。

詳細については、各所管課より詳しい説明資料が配付されておりますので、省略いたします。

次に、議案第26号、27号、29号、同じく当委員会所管の3つの特別会計当初予算、すなわち平成17年度の三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算及び宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算並びに公共下水道事業特別会計予算であります。それぞれ6.6%の減、9.1%の増、36.3%の減となっております。

詳細については、予算書記載のとおりでありますので、省略いたします。

次に、議案第32号「平成17年度三股町水道事業会計予算」であります。本案は、収益的収入及び支出予算において、事業収益が4億1,575万9,000円を予定し、事業費用は4億280万4,000円を予定しております。また、資本的収入及び支出予算において、収入総額は546万2,000円を予定し、主なものは工事負担金457万5,000円であります。支出総額は2億838万9,000円を予定し、建設改良費1億2,416万7,000円、企業債償還金8,122万2,000円が主なものであります。

次に、議案第33号及び34号であります。本案はそれぞれ公共下水道処理場、町営中原第3住宅建てかえ、宮ノ原畑地かんがい、その他農道整備の終了等に伴い必要に応じて、今市4号線外14路線を町道廃止、また今市80号線外24路線を町道に認定しようとするものであります。

次に、議案第35号「三股町土地改良事業の経費賦課徴収について」。

本案は、平成17年度に執行する温川地区の三股町営土地改良事業の経費賦課徴収について、条例の規定により議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第36号、37号「損害賠償額の決定及び和解について」であります。内容については議案書記載のとおり、また詳細については執行部より報告がありましたので、省略いたします。

審査の過程で、近年の交通事故の多発傾向にかんがみ、真剣に再発防止に取り組むよう附帯意見として申し添えます。

以上で、農林建設常任委員会の報告を終わります。

日程第2. 質疑・討論・採決（議案第1号～議案第37号）

○議長（山中 則夫君） 日程第2、議案第1号から議案第37号までの37議案の質疑、討論、採決を行います。

議案第1号「三股町課設置条例の改正に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第1号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。

この使用料・手数料徴収条例ですが、体育館の使用料が、町内使用者と町外使用者とを同じくするというので、大幅に町内使用者は値上げとなります。

特に、アマチュアスポーツなどが、夜間が500円以上も値上げされるということは、スポーツをする機会を狭めることになるのではないかと思います。

よって、反対いたします。

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから、起立により採決します。議案第2号は各委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「三股町収入証紙条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第3号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「三股町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第4号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「三股町立文化会館の管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第5号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「三股町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第6号は環境福祉委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「三股町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第7号は農林建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですから起立により採決します。議案第7号は農林建設委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「三股町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第8号は農林建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「三股町農業委員会の選任による委員の議会推選委員に関する定数条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第9号は農林建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「三股町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第10号は農林建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決され

ました。

議案第11号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第11号は農林建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「三股町消防団条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第12号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「三股町水防協議会条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第13号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号「平成16年度三股町一般会計補正予算（第6号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第14号は各委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号「平成16年度三股町老人保健特別会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第15号は環境福祉委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですから起立により採決します。議案第15号は環境福祉委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号「平成16年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第16号は農林建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号「平成16年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第17号は農林建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号「平成16年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第18号は環境福祉委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号「平成16年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第19号は農林建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決され

ました。

議案第20号「平成16年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第20号は環境福祉委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号「平成16年度三股町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第21号は環境福祉委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号「平成16年度三股町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第22号は農林建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号「平成17年度三股町一般会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。

農林建設委員長にお尋ねいたします。

森林組合の貸付金のことですが、昨年3月議会において、経営状況の情報開示と報告を求めるべきであると附帯意見を付すことになったと、昨年3月、議事録に書いてありましたが、これらはきちんと経営状況は開示して審議されたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 農林建設委員長。

○農林建設常任委員長（東村 和往君） 審議の過程で、このことに触れて意見は出ましたけれども、その報告書等を実際呈示して検討ということまでは、審議はなされませんでした。

ただ、今回は報告では触れませんでしたけれども、以前のとき、その附帯意見をつけたときにも出た意見でしたけれども、利息をとるべきであるというような意見が出たわけですが、今回はそのことは1,000万円に対して10万円の利息が計上されておりまして、そのことでもって詳細な内容、経営の内容については突っ込んで検討はいたしておりません。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 私の得た情報によりますと、この森林組合の総代会の資料があるんですが、この16年度の貸借対照表によりますと、退職引当金に、16年3月31日現在で、退職引当金に5,700万円、それから役員が退職するときの慰労引当金が1,500万円と書いてあります。このような大幅な引当金をするようなところに、この町財政が厳しいときに、安易に貸し付けていいものかどうか、そこら辺ももっと審議されるべきだと考えますが、いかがでし

ようか。

○議長（山中 則夫君） 農林建設委員長。

○農林建設常任委員長（東村 和往君） 確かに、経営内容的な部分については詳細な報告書でもって検討はいたしませんでしたが、意見の中に、まず出すべきか否かというところまで審議はなされまして、ただ、先ほど申しましたように、他の町はどうするかわからんけれども、本町においては今年度から利息は徴収するということでもって、最終的には、皆了承したところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今までは無利子で貸しておった、その契約内容があるはずなんですけど、今度、その利息を10万円つけるというふうなことの契約内容の変更とかいうふうなのは、あるんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 農林建設委員長。

○農林建設常任委員長（東村 和往君） 利息をとるんでしょうから、そういう契約はちゃんと交わすものとなると思いますけれども、審査の中では、その辺の確認はされておられません。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。

私は、17年度一般会計予算に対して反対の討論をいたします。

まず最初に、17年度の国の予算案が衆議院を通過しておりますが、これに対して意見を述べたいと思います。17年度予算案は、所得税、住民税の定率減税の半額を縮小、本格的な増税路線に足を踏み出しました。定率減税の縮小、廃止は平成19年以降の消費税引き上げへと続く増税路線の始まりだということです。定率減税の縮減は、ほとんどの国民に影響が及ぶ増税です。その上、年金をもらっている高齢者は公的年金控除の縮小、高齢者控除の廃止と増税の予算となっております。また、これまでは住民税が課税されていなかった高齢者やフリーターにも課税するとか、障害者などの福祉サービスの自己負担金をふやすとか、おおよそ負担能力のないところまで負担を求める情け容赦ない施策が盛り込まれていることも重要な特長の一つです。新聞が、老いも若きも負担増と書きましたが、まさにそのとおりです。

さて、本町の17年度予算ですが、国の三位一体の改革で、税源移譲され、地方交付税とはいえ、国が当然負担すべき民生費、教育費、国民健康保険、保育料、生活保護、児童扶養手当など

の国庫補助負担金など大幅に減額されております。特に、教育費の就学援助金は約900万円も減らされ、これは一般財源で手当されておりますが、先々は地方交付税を縮小することによって国の支出を押さえる、これが政府が三位一体の改革を推進する本当のねらいです。本町において、行財政改革元年として、歳出抑制予算となっておりますが、むだな補助金を見直したり、減額することは認めますが、財政が大変だから住民サービスを削ったり、住民の要求にこたえない、これでは自治体の本来の使命である暮らしと福祉を守ることにならないのではないかと。今の経済の現状の中で、苦しいのは国や自治体より、住民の暮らしです。本予算は弱い立場の人たちに負担増を求めたり、サービス減になったりしております。

よって、反対を表明して、討論を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから起立による採決をします。議案第23号は各委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

ここで11時15分まで本会議を休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

総務課より広報用の写真撮影の申し出がありましたので、これを許可しております。

議案第24号「平成17年度三股町国民健康保険特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第24号は環境福祉委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですから起立により採決します。議案第24号は環境福祉委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号「平成17年度三股町老人保健特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第25号は環境福祉委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議があるようですから起立により採決します。議案第25号は環境福祉委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号「平成17年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第26号は農林建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号「平成17年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第27号は農林建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号「平成17年度三股町墓地公園事業特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第28号は環境福祉委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号「平成17年度三股町公共下水道事業特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第29号は農林建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号「平成17年度三股町介護保険特別会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第30号は環境福祉委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議があるようですから起立より採決します。議案第30号は環境福祉委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号「平成17年度三股町国民健康保険病院事業会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第31号は環境福祉委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号「平成17年度三股町水道事業会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第32号は農林建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号「町道路線の廃止について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第33号は農林建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号「町道路線の認定について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第34号は農林建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号「三股町営土地改良事業の経費賦課徴収について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第35号は農林建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号「損害賠償額の決定及び和解について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第36号は農林建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号「損害賠償額の決定及び和解について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第37号は農林建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第38号、議案第39号及び決議（案）第1号一括議題

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第38号、議案第39号及び決議案第1号を一括議題といたします。

議案の朗読は省略します。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） 本日、今定例議会に追加上程いたしました2議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第38号「平成17年4月1日から平成18年9月22日までの間における町長及び助役の給与の減額に関する条例」については、御承知のとおり、本町は自立に向けて行財政改革を推進しているところであります。このため、行財政改革の姿勢として町長及び助役の給与の減額を実施しようとするものであります。

次に、議案第39号について御説明申し上げます。

本案は、「平成17年4月1日から平成18年9月22日までの間における教育長の給与の減額に関する条例」について、議案第38号と同じく、教育長の給与の減額を実施しようとするものであります。

以上、2議案について提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、承認くださるようお願いを申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（原田 順一君） ただいまの議案の38号と39号につきまして、若干の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第38号でございますけれども、これは町長等の給与に関する条例というものがありまして、その中で給与あるいは給料が定まっているわけでございますけれども、この条例の一部改正ではありませんで、新たにここに条例ができるというふうなことでございます。したがって、もともとの町長等の給与に関する条例はそのままございまして、この期間におけます間、給与を減じますよという条例でございます。

議案第39号についても同じでございます。教育長の給与及び旅費等に関する条例の中で定まっているわけでございますけれども、その条例の一部改正ではなくて、ここにこういった新たな

条例ができるというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 次に、決議案第1号の提出者の説明を求めます。中石君。

〔11番 中石 高男君 登壇〕

○議員（11番 中石 高男君） それでは、決議案第1号「真の地方分権改革推進要望決議」について提案の主旨を説明いたします。

国、地方ともに厳しい財政状況下にあつて、本町も行財政改革に懸命に取り組んでいるところであります。このような中、現在進められている三位一体改革は地方自治体の自由度を高め、国と地方の役割分担を見直すとともに、財政面での自立を図り、真の地方自治確立を目指すものでなければなりません。

そこで、三股町民が誇りと将来の希望を持てる活力ある地域社会構築のために真の地方分権改革を推進されるよう要望する決議を行い、関係機関に送付するものであります。

なお、この決議については、去る3月8日に、県町村議長会から送付され、県下全町村の3月議会に上程依頼があつているものであります。よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 引き続き、質疑、討論、採決を行います。

議案第38号「平成17年4月1日から平成18年9月22日までの間における町長及び助役の給与の減額に関する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。斉藤さん。

○議員（1番 斉藤ちづ子君） 町長に質問いたします。

自立に向けて行財政改革の姿勢としてということを言われました。だったら、なぜこの議会の当初に上げられなかったのか、なぜ追加議案なのか、そこら辺のどういう心境の変化があつたのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 御承知のとおり、1市4町の法定協は、去る、先月の25日に、議会でそれぞれ可決されたわけでございます。今まで5町の特別職の報酬につきましては、5町の中で特別職報酬審議会というものを組織しまして、それぞれ毎年のように諮問をされ、そして審議会に諮って、その答申を受けてそれぞれの町では対応していたわけでございます。そういうこともあつたわけでございまして、先月の25日の1市4町の合併のこの推移を、決定を見た。その後、それまでにいろいろ検討はしていたわけでございますが、そういうことで、この当初の提案ということにならんということでございます。

ただ、心境の変化というふうに言われましたが、心境の変化ではございません。本町は、自立

を、一昨年の12月、自立を表明したわけですが、この行政改革は国の厳しい行財政改革、三位一体の改革、こういうものと自立を併合して考えますと、どうしても行政改革を断行するためにはやはり執行部、町長みずから傷みをして、そして行政改革を推進するという意思のもとに、今回、このような追加上程をお願いをしたものでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） 先月25日に、その5町のあれがあつて間に合わなかったというふうに受け取ってよろしいんですか。

どうも、行財政改革元年だという、その意識の中で、今回のこの議会の当初に、一番先に上げるべきものではないのかなと私は感じています。

それともう一つ、この18年の9月22日までというこの条例、新しい条例をつくると言われましたけれども、ここまでの減額という数字が、大体どのくらいになるんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（原田 順一君） 今の御質問、2点かなと思いますが。

まず、1点の2月の22日の（発言する者あり）都城、北諸の1市4町の合併の問題でございますけれども、実は、町長が先ほど申されましたように、報酬につきましては、特別職の報酬につきましては北諸ですと協議をしまして、報酬審議会という北諸の報酬審議会で論じてきていたところでございます。実は、もう1年前からと思いますけれども、町長の方も、町長の、こういう財政厳しい折に、行財政改革の一環としても減額をするべきではないかということでいろいろ水面下では動いてきたと、いた事実がございまして。

他町の4町の町長におかれましても、その方向がいいというような意見で、水面下ではいたところでございますが、御存じのように、1市4町が法定協に入りましたので、その結果を見てからということで、郡内では話ができていたところでございます。

で、本町が独自に、本町だけでやるには、1市4町が、合併が明確にならない間は、まだその報酬審議会というものがやはり生きてるという形をとらないかんだらうということで、三股町だけが勝手にするわけにいかないという事情もございまして、都城、北諸がはっきりとなった段階で、実は北諸の山田町が幹事でございますけれども、山田町の方に、三股町はこういうことで独自でやりたいということで、向こうがはっきりした段階で申し入れたわけでございます。したがって、今回の当初予算で出すべきか出さないべきかということで、事務局ではもめた、ゆれたわけでございますけれども、そういった事情から追加議案で上げるべきだということで、なつたところでございます。

それから、減額するに当たりまして、どのくらいの影響額が出るのかということでございまして

けれども、これにつきましては年間で約204万4,000円、したがって17年度、18年度の9月22日まででございますので、そこまでいきますと約300万円の減額ということになります。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） 9月22日までで約300万円の減額ということで、町長が自立に向けての姿勢だということですね。

わかりました。ありがとうございます。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 町民への使用料を、使用料等を上げたり、負担を求め、負担増をやり、団体の補助金カットをやり、農業委員の定数は削減、町議会は削減、それで収入役は置かないと、今回、この町長、助役、教育長の人件費カットということですが、役場全職員に対する人件費の抑制あるいは人件費のカットは、それは検討していませんか。そういうのはどう思いますか。役場を挙げて町民に対して覚悟を示すというような、そこあたりはどう思っていますか、あっちこっちの自治体がよくやっているようですが。

というのは、役場の改革といえ、要りもしない対策監をつくったり、そういったやり方ちゅうのは町民から見ると、まやかしだというふうにうつるわけです。特別職は全部カットして、一般職はそういう措置をしていると、ことにうつるわけです。どっちかという、役場職員なぬくぬくしちょらせんかというような町民からの批判も聞くわけです。だから、町長は自分の給料をカットして覚悟して、それはいいけど。人件費の抑制、削減、そのあたりはどうする気か、どういうふうにとらえているのか、この際、職員についてのそのあたりはどう思っているのか、町長の考えを聞いておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今回、追加提案をいたしました。先ほど来年の8月までに300万円幾らということですが、これは金額に関わらない、行革に対する姿勢を、まずは示すということが僕の考えでございます。

それと、職員の給与のカットというようなことを申されましたが、これについては考えておりません。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） ここでカットしろとかそういうことを言ってるんじゃないくて、

町長の考えを聞いておきたかったんです。

というのは、聖域を設けない改革といいながら、やはりこの人件費の問題、そこはやっぱり非常に避けて通れない問題だろうと、そういうふうに思っています。だから、例えば大久保議員が言うた定数条例の問題、あるいは現在の給与条例の見直し、そのあたりを真剣に討議していただきたいと、そこあたりを思います。そうしないと、この改革は中途半端で自立がやがて困難になるだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第38号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第38号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号「平成17年4月1日から平成18年9月22日までの間における教育長の給与の減額に関する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。重久君。

○議員（6番 重久 邦仁君） 議案第39号につきまして反対討論いたします。

町行政の中において、町長と教育部局は事を別にすべきものであり、9月22日の設定におかれましては、任期が、町長の任期と、教育長に任命された時期は4年だったろうと思います。継続して、教育長は今後とも教育行政に当たるべきものと思いますので、この案に反対いたします。

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから起立により採決します。議案第39号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

決議案第1号「真の地方分権改革推進要望決議」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。決議案第1号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

本決議は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

日程第4. 三股中学校校舎整備に関する特別委員会の調査の件

○議長（山中 則夫君） 日程第4、三股中学校校舎整備に関する特別委員会の調査の件を議題とします。

委員長の報告を求めます。特別委員長。

〔三股中学校校舎整備特別委員長 重久 邦仁君 登壇〕

○三股中学校校舎整備特別委員長（重久 邦仁君） それでは、三股中学校校舎整備に関する調査特別委員会の報告を行います。

当委員会は、平成15年9月議会定例会において、6名の委員をもって設置されました。委員会を設置する発端となったのは、町長が三股中学校整備事業について全面改築の方針を大規模改

造へと大きく方針転換されたことによるものであり、その原因解明と今後の整備事業のあり方についての調査が使命だったところでもあります。

調査については、これまで執行部に関係書類、資料の提出を求めるとともに、内部組織の委員長である助役、関係課長数人に委員会への出席を求め、詳細な説明を受けてきました。また、今後の整備事業の推進に資するべく高原中学校の研修視察を行い、同校が移転新築された経緯や補助金等の事業費の概要、校舎、教室等の配置状況について調査してきました。

これらについては、以前、中間報告という形で皆さんに報告しておりますので、詳細についての報告は省略いたします。

以後、当委員会の調査は三股中学校整備事業の検討の推移をみる意味合いから、長期間休止してきたところではありますが、整備基本計画の概要がまとまったということで、去る2月21日に委員会を開催し、教育長、学校教育課長からその説明を受けたところでもあります。

整備の概要について、総事業費が約17億円、実施設計が17年度、工事期間は18年度から20年度までの3カ年です。

工事の中身については、既存校舎の大規模改造と増築であり、これに耐震補強を組み込む形で、18年度に管理棟の工事、19年度には普通教室等の工事、20年度に特別教室等の工事を施行していくことになっております。

工事の具体的な内容については、先日、定例会初日の本会議終了後、教育委員会の方から議員全員に対して説明がありましたので、説明は省略いたします。

以上、当委員会の調査報告について報告いたしました。17年度の当初予算にも実施設計の委託料が計上されておりますように、三股中学校整備事業が具体的に進んでいくことになりましたので、当委員会の調査はこの報告をもって当委員会の最終報告といたします。

以上。

○議長（山中 則夫君） これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。三股中学校校舎整備に関する特別委員会の調査の件は委員長の報告

のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、三股中学校校舎整備に関する特別委員会の調査は、これをもって終了いたしました。

日程第5. 市町村合併問題に関する調査特別委員会の調査の件

○議長（山中 則夫君） 日程第5、市町村合併問題に関する調査特別委員会の調査の件を議題とします。

委員長の報告を求めます。特別委員長。

〔市町村合併問題に関する調査特別委員長 小牧 利美君 登壇〕

○市町村合併問題に関する調査特別委員長（小牧 利美君） 市町村合併問題に関する特別委員会の解散について御提案を申し上げます。

合併調査特別委員会は、平成15年6月議会において、黒木議員外2名の動議により特別委員会が設置をされました。その後、8回に及ぶ委員会を開催し、精力的に調査、協議をしてまいりましたが、1市4町が法定協議会を設置することが決定されました。当委員会といたしましては、休止の状態で静観することにしておりましたが、1市4町においては平成17年2月21日、各首長の合併協定書に調印、2月25日、1市4町の臨時議会で合併に伴う関連議案が賛成多数で可決をされました。また、平成17年3月10日、県知事に合併の申請をされましたので、当委員会の存立の意義はなくなったものと判断をいたしております。

以上のことから、当委員会を解散したいというふうに考えます。よろしく審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（山中 則夫君） これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。市町村合併問題に関する調査特別委員会の調査の件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、市町村合併問題に関する調査特別委員会の調査は、これをもって終了いたしました。

日程第6．議会広報編集特別委員会の研修報告について

○議長（山中 則夫君） 日程第6、議会広報編集特別委員会の研修報告を議題とします。

報告をお願いします。議会広報編集特別委員長。

〔議会広報編集特別委員長 齊藤ちづ子君 登壇〕

○議会広報編集特別委員長（齊藤ちづ子君） 広報委員会の視察研修報告をいたします。

去る2月16日、17日にかけて、鹿児島県出水郡の高尾野町議会に広報委員6名と事務局1名の7名で参加いたしました。

高尾野町は、人口約1万4,000名、世帯数約5,000戸で、出水のツルで有名なところがあります。主なことだけ申し上げます。議員数18名で、うち広報委員は4名、表紙の写真については年間テーマを持ち、掲載しているとのことでもあります。現在は、昔のなつかしい写真シリーズを掲載していて、これは町民に大好評であるとのことでした。また、一般質問の欄については、原稿は事務局でつくっているということとびっくりした次第であります。発行日についても、次回の議会開催前までとのことでありました。

紙面作成の中で工夫している点については、1、要点を的確、かつ簡潔に編集。2、平易で読みやすい文体である。3、各ページに写真を入れ、見やすくしている。4、各ページにゆとりある空間を心がけているとのことでありました。

詳しい資料は、議会事務局にありますのでごらんください。今後、この研修を生かし、「こんにちは議会です」に生かしていきたいと思っております。

これで報告を終わります。

日程第7．議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

○議長（山中 則夫君） 日程第7、議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。議会広報編集特別委員会については、本定例会に関わる議会広報の編集及び発送事務を閉会中の審査事項とし、同委員会は閉会中も活動できることにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会広報編集特別委員会は本定例会に

関わる広報の編集及び発送事務を閉会中の審査事項とし、閉会中も活動できることに決しました。

日程第8. 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

○議長（山中 則夫君） 日程第8、議会運営委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会については、本定例会の閉会後に招集される次回定例会、または臨時会の会期、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項を閉会中の審査事項とし、同委員会は閉会中も活動できることにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会は本定例会の閉会後に招集される次回定例会、または臨時会の会期、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項を閉会中の審査事項とし、閉会中も活動できることに決しました。

○議長（山中 則夫君） 以上で、すべての案件を議了しましたが、12月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

なお、12月定例会以降、議長の職権で行った議員派遣はありませんでした。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

午後0時05分休憩

[全員協議会]

午後0時20分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長（山中 則夫君） 以上で、今会期の全日程を終了したので、これをもって平成17年第1回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後0時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 福留 久光

署名議員 中石 高男